
令和8年度 国の施策並びに予算に対する 提案・要望

令和7年6月

長野県
長野県議会

長野県市長会
長野県市議会議長会

長野県町村会
長野県町村議会議長会

日頃、長野県及び県内市町村の行財政運営に対し、御配意を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本県におきましては、総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン3.0」に基づき、人口問題や物価高、気候変動など現下の様々な危機を克服し、確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を構築していくための取組を推進しています。

特に、喫緊の課題である人口問題については、昨年12月に立ち上げた「私のアクション！未来のNAGANO創造県民会議」を中心に、行政だけでなく、企業、地域、県民の一人ひとりがそれぞれの立場から取り組む具体的な行動を「アクション」として作成・実行することで、オール信州で人口減少社会への対応を進めてまいります。

国政の推進に当たりましては、地方の声を十分に反映させながら、様々な課題に迅速に対応されるよう御期待申し上げますとともに、本県の切実な課題を踏まえ、次のとおり提案・要望いたしますので、令和8年度の国の予算編成に当たり、格段の御理解と御高配を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年（2025年）6月

長野県知事	阿部守一
長野県市長会長	白鳥孝
長野県町村会長	羽田健一郎

長野県議会議長	依田明善
長野県市議会議長会長	阿部功祐
長野県町村議会議長会長	下出謙介

提案・要望事項 一覧

- 1 子ども・若者が夢や希望を持てる社会の実現について 1
(内閣府・こども家庭庁・総務省・財務省・厚生労働省)
- 2 安定的な財政運営に必要な地方財源の確保・充実について 3
(内閣府・総務省・財務省)
- 3 地震防災対策の充実・強化について 5
(内閣府・総務省・国土交通省)
- 4 人口減少対策の推進と東京一極集中の是正について 7
(内閣官房・内閣府)
- 5 社会的養育推進のための体制づくりへの支援について 9
(こども家庭庁)
- 6 行政処分等に伴う自立支援給付費等の国庫返還に係る制度の見直しについて 11
(こども家庭庁・厚生労働省)
- 7 持続可能な地域づくりについて 13
(総務省)
- 8 未来への投資、社会資本整備予算の確保について 15
(総務省・財務省)
- 9 個別最適な学びの実現について 17
(総務省・文部科学省)

10 未来を担う若者の高等教育機会の確保について	 19
（文部科学省）	
11 中学校部活動の地域クラブ活動への移行について	 21
（文部科学省・スポーツ庁・文化庁）	
12 スポーツ振興くじ助成金等の拡充について	 23
（スポーツ庁）	
13 生活困窮者支援の推進について	 25
（厚生労働省）	
14 医師の確保について	 27
（厚生労働省）	
15 企業の経営革新に向けた総合的な対策の実施について	 29
（内閣府・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・中小企業庁・国土交通省）	
16 米国の関税措置等による経済への影響の緩和・克服について	 31
（内閣府・農林水産省・経済産業省・中小企業庁）	
17 ガソリン価格高騰への対策について	 33
（消防庁・経済産業省・資源エネルギー庁）	
18 持続可能な社会を支える地域公共交通の再構築について	 35
（総務省・国土交通省）	

19 本州中央部広域交流圏の形成について	 37
（国土交通省）	
20 県民の生命と財産を守る防災・減災対策の推進について	 39
（内閣官房・総務省・農林水産省・国土交通省）	
21 未来に続く快適で魅力ある都市公園整備の推進について	 41
（財務省・国土交通省）	
22 ハード・ソフト一体的な水災害・土砂災害対策について	 43
（国土交通省）	
23 インフラメンテナンス予算の確保について	 45
（農林水産省・国土交通省）	
24 上下水道の耐震化及び老朽化対策の推進について	 47
（国土交通省）	
25 アウトドアを核とした世界水準の観光地づくりの推進について	 49
（観光庁・国土交通省・スポーツ庁・環境省・厚生労働省・経済産業省）	
26 ゼロカーボン実現のための地域の取組への支援拡充と新たな仕組みづくりについて...	51
（総務省・林野庁・経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省）	
27 日米地位協定の見直し等について	 53
（外務省、防衛省）	

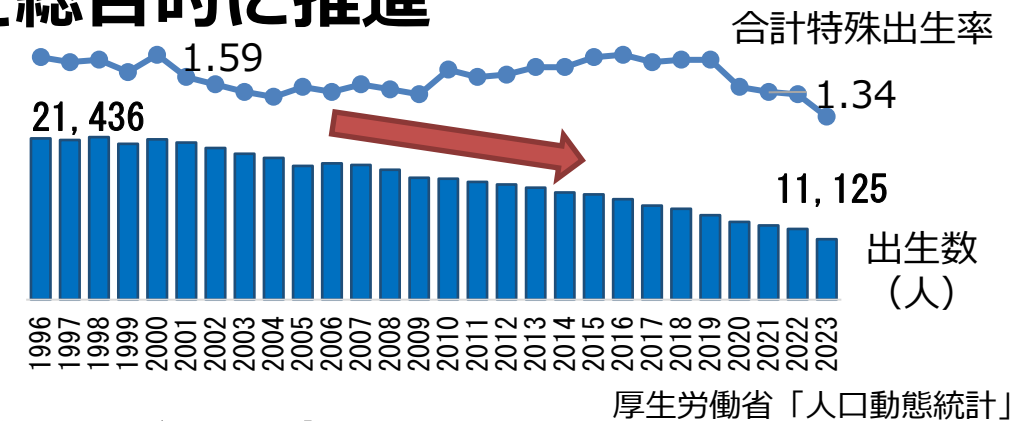
1 子ども・若者が夢や希望を持てる社会の実現について

【内閣府・こども家庭庁・総務省・財務省・厚生労働省】

長野県の状況

●次代を担うこどもを社会全体で支え、応援する取組を総合的に推進

- ・長野県の合計特殊出生率は1.34（R5）で、全国平均（1.20）を上回ってはいるものの、出生数は年々減少している
- ・急速な少子化に歯止めをかけるため、若者・子育て世代の経済的基盤の安定や仕事と子育てを両立できる環境を整備することが必要



取組

○県、市町村、産業界が一体となり、若者・子育て世代のライフスタイルの希望を実現

- ◇ 県及び県下全市町村で「若者・子育て世代応援共同宣言」を実施（R4.3）
 - ・集中的に取り組む施策の方向性を取りまとめた「長野県若者・子育て世代応援プロジェクト」を改訂（R6.3）
- ◇ 「県民の希望をかなえる少子化対策の推進に関する条例」を制定（R4.3施行）
- ◇ オール信州で人口減少対策を進めるための「私のアクション！未来のNAGANO創造県民会議」を設立（R6.12）
 - ・行政、企業や地域、そして県民一人ひとりが具体的な行動を起こすための羅針盤となる「信州未来共創戦略～みんなで作る 2050 年の NAGANO～」を策定
- ◇ 女性の職業生活における活躍を推進するため、「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」を発足（R5.9）
- ◇ 仕事と子育てを両立しやすい職場づくりに向けて、「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度を推進（認証企業 429社（R7.3））
- ◇ 国が掲げる「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、知事が「こどもまんなか応援サポーター」就任を宣言（R5.11）
- ◇ 安全で質の高い保育を実現するため、0歳と1歳児保育について国の基準以上に保育士を配置する私立保育所等に対して、保育士の加配に係る経費を支援（R5～）
- ◇ 子育て家庭を応援するため「子育て家庭応援プラン」により経済的負担を軽減するための支援を拡充（R6～）
 - ・ 3歳未満児の保育料について、第3子以降を無償化、第2子を半額に、年収約360万円未満相当の世帯の第2子以降を無償化、第1子を半額
 - ・ 未就学児を育てている家庭の負担軽減に要する経費を支援するため、「子ども・子育て応援市町村交付金」を創設
 - ・ こどもの医療費の助成について、県下全市町村が高校3年生までの医療費助成を実施。県は市町村経費のうち中学校3年生までの1/2を助成
 - ・ 年収目安590万円から910万円未満の子どもが2人以上いる世帯などに対し、私立高等学校の授業料の1/2程度を支援
- ◇ 相談件数が多い「子ども・若者支援地域協議会」（H24～）を拡充する形で「子ども・若者総合相談センター」を設置し、1.相談受付時間の延長やオンライン相談等を通じて、困難を抱える子ども・若者からの相談支援体制を強化（R7～）

課 題

- 全国一律に基準や制度が定められているため、**地域の実情に応じた保育サービス等の提供を行うことができない**
＜例＞・基準以上に保育士の配置を行った場合に、地方の財政負担が過大に生じている
・保育士の配置基準や保育室の面積基準により柔軟に児童を受け入れることができず、待機児童発生のおそれがある
- 保育士の配置基準は改善が進んでいるものの、0・2歳児は方向性が示されていない。また、「こども誰でも通園制度」が令和8年度から本格実施される予定であり、更に多くの保育士が必要となってくる
- こどもへの医療費助成については、**全国的に自治体の過度な競争や、財政力の違いによるサービス格差が生じている。最低限の社会保障（ナショナルミニマム）として国が責任をもって実施することが必要**
- 収入の減少や職場の理解不足を背景に男女の育児休業取得率の差は依然として大きく、また長時間勤務により男性の育児・家事時間が短い傾向にあることから、**性別にかかわらず、仕事と子育ての両立を実現するための更なる環境整備が必要**
- 若い世代が将来の様々なライフイベントに柔軟に対応できるよう、若者のライフデザイン支援の取組を推進するとともに、**若者が主体的に行う活動を促進するための支援が必要**
- 「子ども・若者総合相談センター」及び「子ども・若者支援地域協議会」は、子ども・若者育成支援推進法に基づき設置が地方公共団体の努めとされているが、**設置運営のための補助制度がなく、県の財政負担が大きい**

提案・要望

1 こども政策・少子化対策の本格的な地方分権の推進（内閣府・こども家庭庁・総務省・財務省）

地方の実情に応じたこども政策・少子化対策を実施できるよう、国と地方の役割分担を見直し、保育分野等における義務付け・枠付けの緩和や地方への権限移譲を加速化するとともに、地方自治体の財政力によってこども・子育て支援施策に地域間格差が生じないよう、偏在性の少ない地方税体系の構築により、地方税財源全体の充実を図ること

2 こども政策・少子化対策の更なる拡充（内閣府・こども家庭庁・厚生労働省）

子ども・若者が夢や希望を持てる社会の実現に向けて、こども基本法に基づく「こども大綱」及び「こども未来戦略」に掲げた施策を早期に具体化し推進するとともに、地方財源を含めた安定的な財源確保の方策を明らかにすること

3歳未満児の保育士配置基準を引き続き見直すとともに、基準以上に配置した際の財政支援の拡充を行うこと。また、更なる保育人材の確保のため、労務実態に見合うよう、引き続き処遇改善等を積極的に行うこと

「こども誰でも通園制度」の導入に当たっては、全ての市町村や施設が問題なく実施できるよう、地域の実情に応じて柔軟に対応できる制度設計とするとともに、必要な財政支援を行うこと

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、0歳児から2歳児までの保育料の無償化を早期に実現すること

地方自治体が独自に実施しているこどもへの医療費助成制度について、全国一律の制度を早期に創設すること

性別を問わずテレワーク等の柔軟な働き方を利用しやすい職場環境の整備や長時間労働の是正、企業への支援による、雇用の場における「共働き・共育て」の推進や、固定的性別役割分担意識の解消に向けた更なる社会的気運の醸成を進めること

若者のライフデザイン支援の取組を推進するとともに、地域少子化対策重点推進交付金を更に拡充し、若者が主体的に行う活動を支援する取組を補助対象に追加すること

オンライン相談等の多様なニーズへの対応ができるよう、子ども・若者総合相談センター等の設置運営のための補助制度を創設すること

2 安定的な財政運営に必要な地方財源の確保・充実について

【内閣府・総務省・財務省】

長野県状況

● 本県及び県内市町村の財政状況

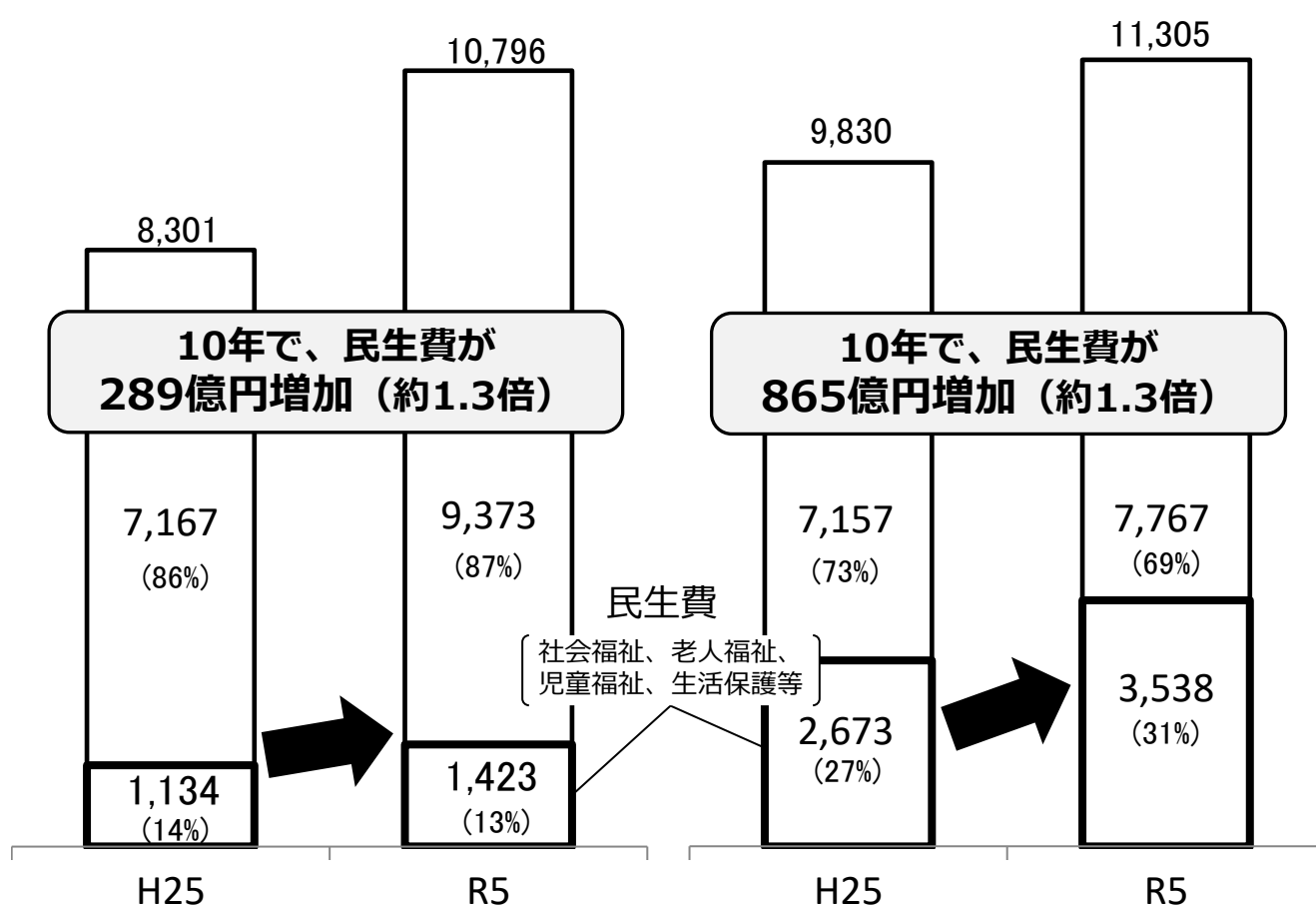
・ 社会保障関係費が累増

10年前と比較し民生費（老人福祉、児童福祉等）は約1.3倍に増加

普通会計における社会保障関係費（単位：億円）

【 県 】

【 市町村 】



・ 地方公共団体間の税収格差の存在

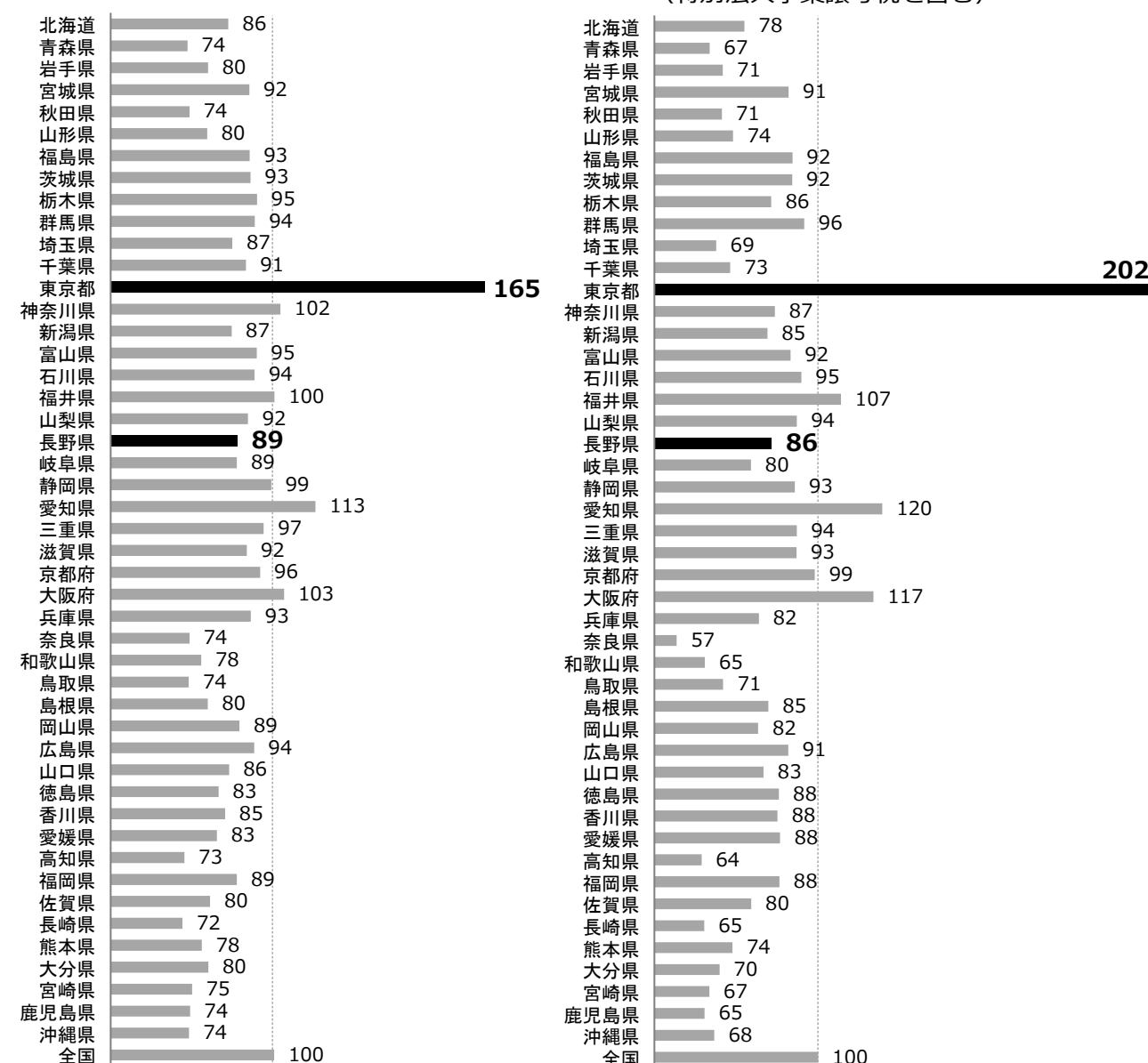
地方税収にについて、都道府県ごとに遍在性があり格差が生じている。特に法人関係二税の格差が大きい

人口1人当たりの税収額の指数(令和5年度決算額、全国平均を100とした場合)

【 地方税計 】

【 法人関係二税 】

(特別法人事業譲与税を含む)



(出典：総務省「地方財政の状況」)

課 題

- 地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担っていくためには、基盤となる地方財源の確保・充実が必要
 - ・ 地方が、人口減少・少子化対策の一層の充実強化をはじめ、防災・減災対策や公共施設等の長寿命化対策、脱炭素社会の実現に向けた取組などを継続的に実施するためには、**安定した財源の確保が不可欠**
 - ・ 令和7年度地方財政計画においては、地方財政の健全化の取組等により臨時財政対策債の発行が平成13年度の制度創設以来、初めて新規発行額がゼロとされたものの、過去に発行した臨時財政対策債により、**地方債残高は引き続き高水準**

提案・要望

令和8年度予算における地方財源の確保・充実

1 地方一般財源総額の確保・充実（総務省・財務省）

地方が地域や住民が必要とするサービスを十分担えるよう、社会保障関係費の増加や給与改定の実施等に伴う人件費の増加、物価・金利の動向等を地方財政計画に適切に反映し、令和8年度においても一般財源総額を確実に確保すること。また、東京一極集中が続く中、行政サービスの地域間格差が過度に生じないように、税源の偏在性が少なく安定的な地方税体系を構築すること。

2 地方交付税総額の確実な確保（総務省・財務省）

本来の役割である財政調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、地方交付税総額を確保すること

3 臨時財政対策債の廃止と償還財源の確保（総務省・財務省）

財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引き上げを含めた抜本的な見直しにより対応し、特例的な措置である臨時財政対策債は廃止するとともに、これまで発行された臨時財政対策債の償還財源を確実に確保すること

4 地方交付税措置のある地方債の期間延長（総務省・財務省）

地方が引き続き防災・減災対策や公共施設の長寿命化・集約化・脱炭素化などに取り組めるよう、令和7年度までとされている「緊急防災・減災事業債」「緊急自然災害防止対策事業債」「脱炭素化推進事業債」、令和8年度までとされている「公共施設等適正管理推進事業債」について、事業年度を延長し確実な財源措置を図ること

5 地方創生2.0の推進のための財源の確保（内閣府・総務省・財務省）

地方創生2.0の推進に向け、地方がその実情に応じた取組を継続的かつ主体的に進めていくため、「新しい地方経済・生活環境創生事業費」（1.2兆円）を確実に確保するとともに、新しい地方経済・生活環境創生交付金について、地方のニーズに対応できるよう、必要な予算額の拡充を図ること

3 地震防災対策の充実・強化について

【内閣府・総務省・国土交通省】

長野県の状況

●令和6年能登半島地震の被災地支援と地震防災対策の抜本的な見直し

- ・主に石川県に対して、発災当初から人的・物的な支援を速やかに実施
- ・広域的な支援を速やかかつ円滑に実施することの重要性が明らかになったほか、住宅の全壊・半壊等が多数発生、孤立集落の解消や2次避難の実施に日数を要するなど、新たな課題も顕在化
- ・多くの中山間地域を有する本県も、早急に地震防災対策を見直し、大規模地震に備える必要がある

取組

○被災地への広域応援・長野県へ避難された方への支援

- ・石川県の羽咋市・輪島市に対して、長野県合同災害支援チーム（チームながの）により、避難所運営や住家被害認定調査などの被災地支援を、県・市町村が一体となって実施（1/5～5/31）

（中部圏知事会議災害時応援協定、応急対策職員派遣制度（総務省））

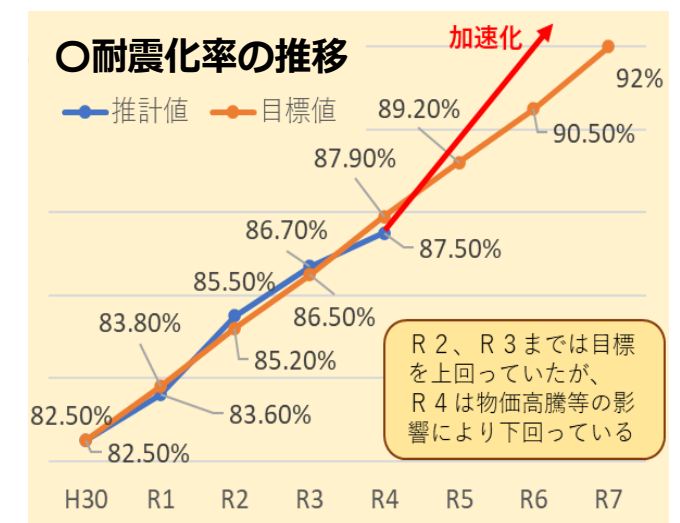


- ・避難者の要望に応え、支援先の避難所で、他避難所に先駆けて段ボールベッドを設置
- ・能登半島地震復興支援県民本部を設置し、キッチンカーによる炊き出し、被災地への軽トラック提供やボランティア派遣など、県を挙げて被災地を支援
- ・県内公営住宅等への避難者に暖房器具、家電製品など生活必需品を県独自に用意し提供



○「長野県地震防災対策強化アクションプラン」で本県の喫緊の課題に対応

- ・発災時の被災者の健康維持と、災害関連死防止を目的に、組立式トイレ130基をR6に緊急導入R7に、エアベッド（1,500基）と簡易テント（1,100基）を配備予定市町村と連携し、広域で対応可能な備蓄体制を整備
- ・大規模災害発生時に、通信環境を確保し情報孤立を解消するため、可搬型衛星通信インターネットサービス機器（スターリンク）を、10広域に配備
- ・その他、緊急輸送道路整備、迂回機能強化や道路法面对策など防災対策関連施策も重点化



課 題

- 過疎化や高齢化が顕著な中山間地の住宅は都市部に比べて1.6倍ほど規模が大きく、住宅所有者の負担が大きくなり**耐震化の遅れが顕著**
- 道路の寸断は、救助・救出・救援や、速やかな支援開始に大きく影響するため、**道路の強靱化は最重要かつ最優先**の課題
- **地籍調査の進捗率**が39%と低く、被災後に地籍の確定が速やかにできず、復旧・復興に遅れが生じるおそれ
- 中山間地域では、停電や通信ケーブル切断により通常の**通信網が機能不全になるおそれ**（能登半島地震では約800局が停止）
- 平成19・29年の道路交通法改正により、**普通自動車免許では車両総重量が大きな車の運転が不可能**になったため（例：29年以降の普通免許では3.5トン未満）、今後、災害時の給水車派遣に支障が生じる恐れ（能登半島地震では3.5トン超の車が多数支援実施）
- 避難所に指定されている公共施設の移転改築の財政支援は、**津波浸水想定区域からの移転等のみ**が対象
- 大規模災害時は、県境を越えた避難が必要となるが、**広域での自治体間調整の仕組みはなく、避難者の把握手段も未構築**

提案・要望

- 1 住宅の耐震対策の充実** （国土交通省）
中山間地における規模が大きな住宅の所有者負担を軽減するため、耐震改修補助額の上限を引き上げること
- 2 緊急輸送道路の整備やダブルネットワーク強化の推進と財政支援** （国土交通省）
緊急輸送道路整備やダブルネットワーク強化等を推進し、道路法面对策等の地方自治体が行う防災対策に必要な予算を確保すること
また、能登半島地震により、緊急輸送道路の高盛土区間において、複数の大規模崩壊が発生したことから、盛土のり面を含む特定土工構造物点検を速やかに実施できるよう必要な予算を確保すること。
- 3 地籍調査事業の推進** （国土交通省）
災害からの迅速な復旧・復興に重要な役割を果たす地籍調査事業を計画的に進めるため、必要な予算を確保すること
- 4 孤立発生時の通信・情報入手手段の確保** （内閣府・総務省）
可搬型衛星通信インターネットサービス機器等について、導入・運用に係る経費への財政支援を行うとともに、自治体が災害用に契約しやすい利用プランの構築を事業者に要請すること
- 5 給水車運転職員の準中型自動車等の免許取得費用に係る補助制度の創設** （内閣府）
災害時に安定的に給水車を派遣できるよう、給水車運転職員の準中型自動車免許等の取得を支援する補助制度を創設すること
- 6 洪水浸水想定区域内等からの避難所移転改築への支援** （内閣府・総務省）
洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に存する避難所の移転改築についても、支援適用対象区域の拡大や財政支援を講じること
- 7 広域避難時に支援に必要な避難者情報を自治体間で共有するシステムの構築** （内閣府・総務省）
国において自治体間の広域避難を調整する仕組みを整備するとともに、持病やアレルギー情報などの避難者を支援する上で必要となる情報を避難先自治体と一元的に共有できるシステムを構築すること

4 人口減少対策の推進と東京一極集中の是正について

長野県の状況

【内閣官房・内閣府】

●人口減少により生ずる様々な課題を乗り越え、明るい未来を実現するため、率先して取り組む

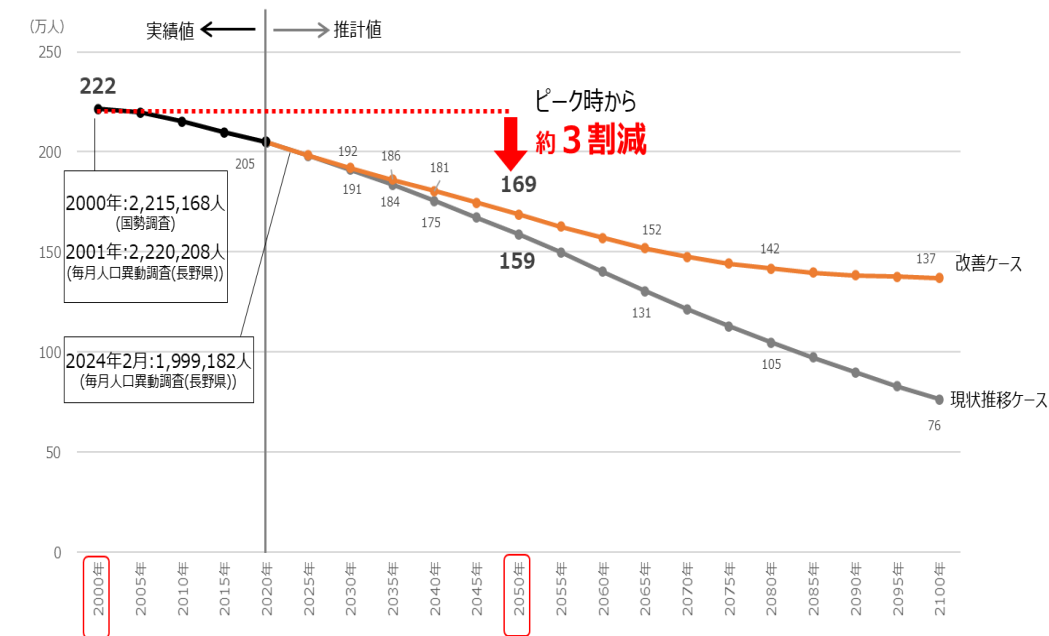
- ・長野県の2050年の将来推計人口は、現状のまま何もしなければ、2001年のピーク時から約3割減少する「7がけ社会」が到来する見通し
- ・長野県の合計特殊出生率は1.34（R5）と、全国を上回っているものの4年連続で低下。今後、出生率が改善したとしても、しばらくの人口減少は不可避
- ・高齢化が進み、2050年には高齢者が長野県の総人口の4割を超える見通し
- ・20～24歳の転出超過が最も大きく、同世代の女性の転出超過が最も深刻（大都市圏への流出）

取組

- 産官学労言に個人を加えた「私のアクション！未来のNAGANO創造県民会議」を立ち上げ、信州未来共創戦略を策定し、オール信州で戦略を推進（R6.12～）
- 長野県も県民会議の一員として、戦略に基づき県としてのアクションを策定し、取組を開始（R7.3～）

【主な県のアクション】

- ◇若者・女性から選ばれる寛容な社会づくり
 - ・信州みらいフェス・信州若者みらい会議の開催、沖縄県の若者との交流の機会を設けることなどにより、若者の社会参画や交流を促進
 - ・企業、自治体リーダーの意識改革、働く女性の交流会開催、政治・地域社会における女性リーダーの育成等、職場・地域の双方からのアプローチによりジェンダーギャップを解消
- ◇信州の強みを活かした移住・関係人口の増加～暮らし、つながる仲間を増やそう～
 - ・信州ならではの魅力にふれながら、移住・二地域居住を体験する信州ワーキングホリデーを実施
- ◇安心・便利で持続可能な生活圏の整備促進～県土のグランドデザインを策定・実現しよう～
 - ・安心・便利で持続可能な生活圏の形成に向けた県土のグランドデザイン策定に向け、コンパクト・プラス・ネットワーク&レジリエンスの考え方による新たなまち・むらづくりなど幅広い議論を開始
- ◇変革期を乗り越える経営等の革新
 - ・県内企業の海外販路拡大を強力に支援するため、海外展開支援の方向性を整理するとともに、各支援機関が円滑に連携できるようサポートネットワークを設立・運営
 - ・将来の県内産業の担い手を確保するため、子どもたちが地域産業・企業の魅力を知る職業体験等の取組を支援



出典：2020年までは国勢調査（総務省）、2025年以降は長野県企画振興部推計

課 題

- 地方創生がスタートして10年が経過し、本県においても地域資源を活かしながら活力を生み出す政策を自ら立案・実行し、社会増に転じるなど一定の成果があった。しかし、2024年の長野県の出生数は1万709人で、比較可能な1953年以降で過去最少となるなど、少子化に歯止めがかかっていない。
- また、社会増減に目を向けると、社会増となっているものの、長野県は就職期である20～24歳の転出超過が最も大きく、特に女性の転出超過が大きいことは深刻な課題となっている。
- 人口減少により生ずる様々な課題を乗り越え、人口減少下においても地域の活力を維持していくことが重要である。

提案・要望

1 人口減少対策の推進

地方創生2.0の今後10年間集中的に取り組む「基本構想」の取りまとめに当たっては、人口規模が縮小しても経済が成長し、社会が機能するよう、5本柱に沿って実効性のある政策を盛り込むこと

【地方創生2.0の基本構想の5本柱】

- ①安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生
- ②付加価値創出型の新しい地方経済の創生
- ③人や企業の地方分散
- ④新時代のインフラ整備とAI・デジタルなどの新技術の徹底活用
- ⑤広域リージョン連携

地方創生2.0の推進に向け、地方がその実情に応じた取組を継続的かつ主体的に進めていくため、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」について、地方自治体のニーズに対応できるよう必要な予算額の確保に努めること

2 東京一極集中の是正

大規模災害等の際の持続可能性や首都機能のバックアップ体制の強化の観点も踏まえ、防災庁など政府関係機関の地方部への移転を着実に推進するとともに、大学、企業の本社機能や研究開発部門等の地方分散を促進するなど、行政・経済機能や雇用機会等の大都市部への偏在を是正すること

5 社会的養育推進のための体制づくりへの支援について

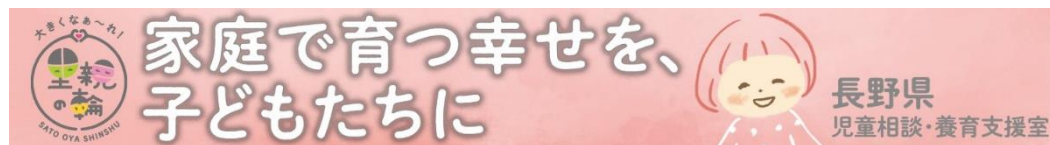
【こども家庭庁】

長野県の状況

●乳児院・児童養護施設等の専門性を活用した社会的養育の体制づくり

- ・平成28年の児童福祉法改正において、こどもが権利の主体として位置づけられ、「家庭養育優先原則」や「パーマネンシー保障（永続的な養育環境・人とのつながりの保障）」がこども家庭福祉の理念とされた
- ・さらに令和4年の同法改正においては、こうした理念の実現に向けて、市町村のこども家庭センターや家庭支援事業、里親支援センター等、こどもとその養育環境を支える社会的養育の様々な仕組みが法定化された
- ・長野県では、施設数が多い乳児院・児童養護施設の専門性を活かした社会的養育の体制構築を進めてきたが、県域が広く（分散的な生活圈域）、小規模市町村が多い県の特色も踏まえ、現行の「県社会的養育推進計画」を大幅に見直し、後期計画（R7～11年度）を策定した
- ・里親委託や特別養子縁組を一層推進するとともに、積極的に資源整備を進めて地域ごとの支援体制を充実・強化することにより「こどもの権利が保障される」長野県の実現を目指していく

取組



○児童養護施設等の多機能化・機能転換の推進による社会的養育の充実

長野県では、他県と比べ相対的に施設数が多い、乳児院・児童養護施設の専門性を活かす社会的養育の体制構築等を進めている

【児童養護施設】

- ・H26年度以降、市町村をバックアップする地域の専門相談機関として、児童養護施設等への「児童家庭支援センター」設置を推進
- ・社会的養護下のこどもの自立支援として、R7年度から一般家庭との体験格差解消のため措置費に上乗せしてこどもの習い事等の課外活動経費への補助を開始 ※この他、企業寄付金を活用しH27年度（～10年間）ケアリーバー向け奨学金を給付

【乳児院関係】

- ・里親委託（特に乳幼児）を推進するため、H30年度から乳児院の包括的里親支援事業を推進し、R6年度に乳児院2か所へ里親支援センターを設置
※R7年度に1か所増設し、更にR8年度に2か所増設予定
- ・乳児院（1か所）へ委託し、望まない妊娠の相談窓口である「にんしんSOSなの」をH31年3月に開設 ※R6年度から妊産婦等生活援助事業へ移行
- ・R7年度から「養親手数料負担軽減事業」を開始して養子縁組の取組も強化

児童家庭支援センター設置による在宅支援強化

	R6年度 (現状)	R11年度 (目標・見込)
箇所数(a)	6所	15所
こども人口(b)	275,164人	247,936人
(b)/(a)	45,861人	16,529人

里親支援センター設置による里親委託推進

	R6年度 (現状)	R11年度 (目標)
箇所数	2所	10所
里親登録数	266家庭	500家庭
里親等委託率 (うち乳幼児)	21.1% (39.5%)	56.6% (75.7%)

注) 里親等委託率は速報値

- **乳児院・児童養護施設が専門性を活かして多機能化・機能転換等に取り組むための人的・資金的な余裕がない。**
 - ・里親委託や施設の小規模化等の推進により、多くの施設において将来的なリスクを避けるため、正規の定員縮小の動きが過度に進行。児童相談所がこどもの一時保護委託先及び措置先の確保に苦慮している状況がある
 - 【児童養護施設 定員】令和元年6月 14施設 541人 ➡ 令和6年12月 14施設 503人（▲38人）
 - ・地域支援や里親支援等を積極的に展開してきた乳児院では、入所児童が現在5名前後の状況。今年度以降、乳児院単体では、収支が赤字に陥る見込み
 - 【A乳児院】R6年度（定員）9名 1,800万円の黒字 ➡ R7年度（暫定定員）5名 1,600万円の赤字（見込み）
- **市町村の家庭支援事業等について、事業毎に施設が安定・継続してサービス供給できる制度となっていない。**
 - 【例】ショートステイ事業：常時サービス提供できる補助基準ではなく、措置費定員の枠内で可能なときのみ受入れ
- **こどもや家庭をよりよく支援するにあたり、社会的養育・社会的養護における人材不足等が深刻化**
 - 【R6：児童養護施設 若手職員談】「手取り16万円では、職業として選びたくとも選べない。専門性を磨く余裕もない。」
- **児童相談所職員の経験が乏しく、里親支援、パーマネンシー保障、適正な一時保護等のこどものニーズに応えきれない**
 - 【R6：専門職員の経験年数】福祉司 82人（うち5年未満 48.8%） 心理司 39人（うち5年未満 48.7%）

提案・要望

1 乳児院・児童養護施設等の多機能化・機能転換等を支援する措置費制度への改善

社会的養育の転換期にあたり、乳児院・児童養護施設等の受け入れ体制を十分に確保し、新たな家庭支援事業や入所するこどものケアの更なる質の向上に取り組めるようにするため、施設が維持する必要がある定員に対する充足率の基準（現在9割）を緩和すること
小規模施設が機能の転換を図る際、職員配置の基準となる最少の定員が現在乳児院9人、児童養護施設20人のところ、より小規模な施設が安定して入所機能を維持できるよう、一時保護専用施設の職員配置の改善を含めた、措置費制度等の見直しを図ること

2 家庭支援事業等に係る安定的・継続的な実施体制の確立

家庭のニーズに常時応える体制を確立するため、市町村や施設の意見も聴取した上で、事業毎に必要な職員を確保することが可能となるように補助基準（単価等）の拡充を行うこと

（例）ショートステイ事業に係る定員制度の導入・専任職員配置の拡充、子育て世帯訪問支援事業に係る専任職員配置の新設 等

3 里親、乳児院・児童養護施設等の専門人材確保、こどもの希望実現への支援の強化

家庭養育優先原則・パーマネンシー保障の実現に向けて、里親家庭の大幅な増加のほか、乳児院・児童養護施設等での質の高い職員の確保・育成や柔軟な職員配置等が必要であり、里親手当や職員処遇を抜本的に見直し、資格要件や雇用形態を柔軟にすること

社会的養護下のこどもの将来の可能性を拓くため、こどもの希望に応じて一般家庭並みに、習い事、学習塾、スポーツクラブ等に通えるよう、措置費（事業費）の更なる充実を図るとともに、ケアリーバーの抱える課題を踏まえ、給付型の奨学金を創設すること

4 社会的養育をめぐる地域の課題を踏まえた児童相談所の職員配置基準の見直し・強化

こどもの権利を保障するため、児童虐待防止対策だけではなく、里親委託の推進と里親支援の充実、パーマネンシー保障の徹底、市町村の体制構築への支援など、社会的養育の課題を踏まえた児童相談所職員の配置基準の改善及び財政支援の拡充を図ること

6 行政処分等に伴う自立支援給付費等の国庫返還に係る制度の見直しについて

【こども家庭庁・厚生労働省】

長野県の状況

●指定障害福祉サービス等事業者による不正事案に対する厳正な対応

- ・県は、事業者からの申請に基づき、指定基準を満たす者に対して指定障害福祉サービス等事業者の指定を行い、市町村は、障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス等事業者に対して、自立支援給付費等を支払っている
(財源：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)
- ・県は、不正が疑われる事案を把握した場合には、的確に監査を行い、不正が確認された場合には、県が行政処分や勧告を行い、市町村は、県による行政処分等を受けて、自立支援給付費等に係る返還金の徴収(不正利得の徴収)を行う

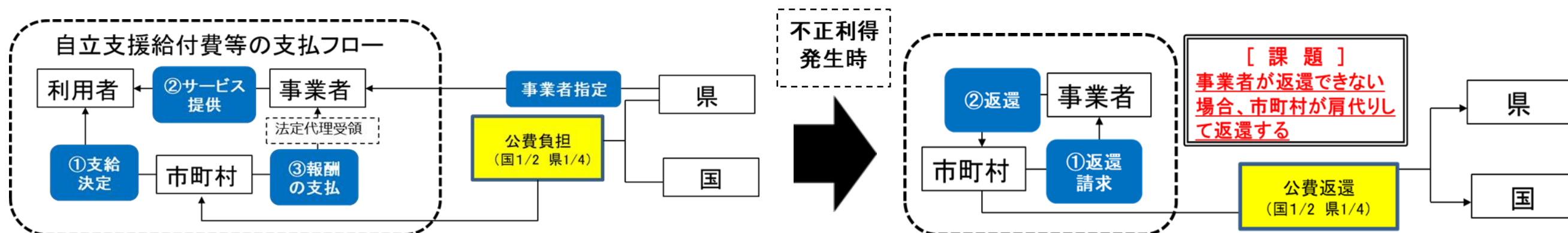
取 組

- 不正が確認された場合には厳正な対応を行うことが求められていることに応える形で、令和5年度に、県としては初めて指定障害福祉サービス等事業者に対して行政処分を実施
- その後も、不正が疑われる事案については積極的に監査を行い、所要の対応を行った

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
監査事業所数	0	0	1	0	17	7
行政処分等件数	0	0	1	0	6	0

課 題

- 自立支援給付費等（国負担 1 / 2）について、指定障害福祉サービス等事業者による不正利得があった場合、市町村は事業者に返還を求め、その財源を以て国庫負担金を返還するが、**返還金を徴収できなかった場合は、適切な事務執行の責務を果たしている市町村が肩代わりして国庫負担金を返還する酷な制度**となっている



- このため、県としては、不正を行った事業者に対して、**指定取消や指定の効力停止等の厳正な措置を採るにあたり、市町村による国庫負担金の肩代わり返還のおそれを懸念せざるを得ない**

提案・要望

1 行政処分等に伴う自立支援給付費等の国庫返還に係る制度の見直し

県による行政処分等を契機に、市町村が不正を行った指定障害福祉サービス等事業者に対して自立支援給付費等の返還を求めたことにより、国庫負担金を返還する必要が生じた場合において、当該事業者からの返還金の徴収について市町村が十分努力したにもかかわらず事業者の経済状態から客観的に徴収不能である場合などやむを得ない事情があると認める場合には、国庫負担金の返還を免除する仕組みを早急に構築すること

7 持続可能な地域づくりについて

長野県の状況

【総務省】

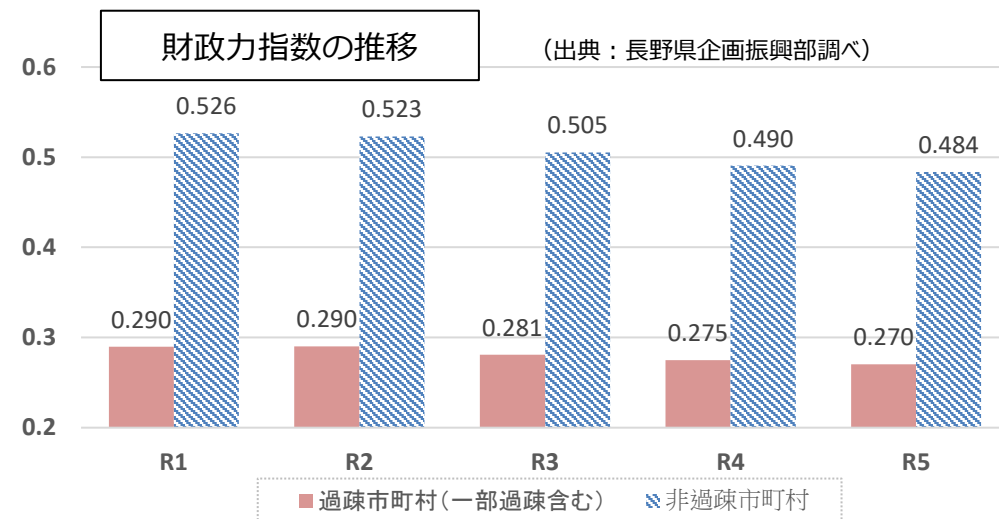
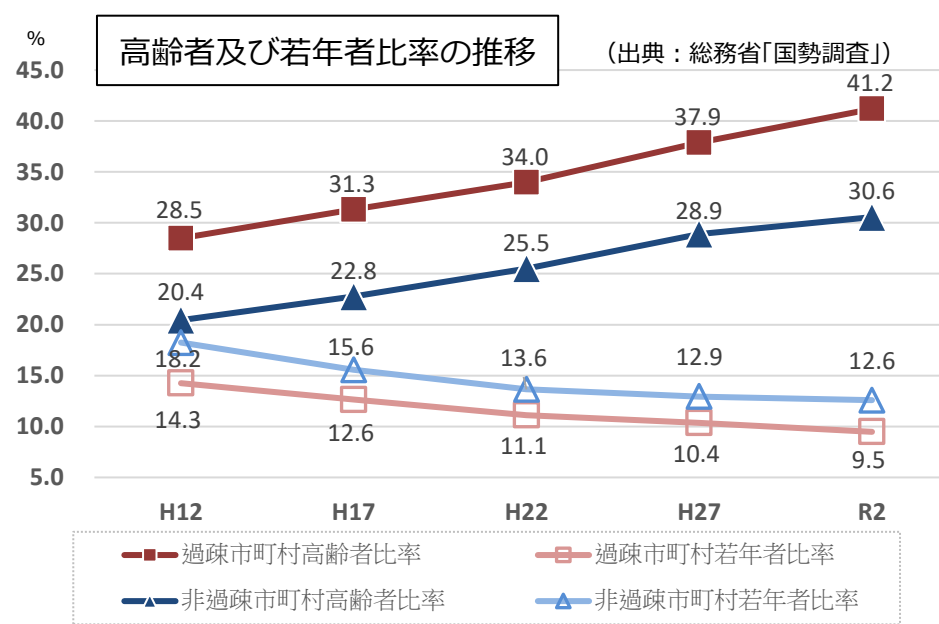
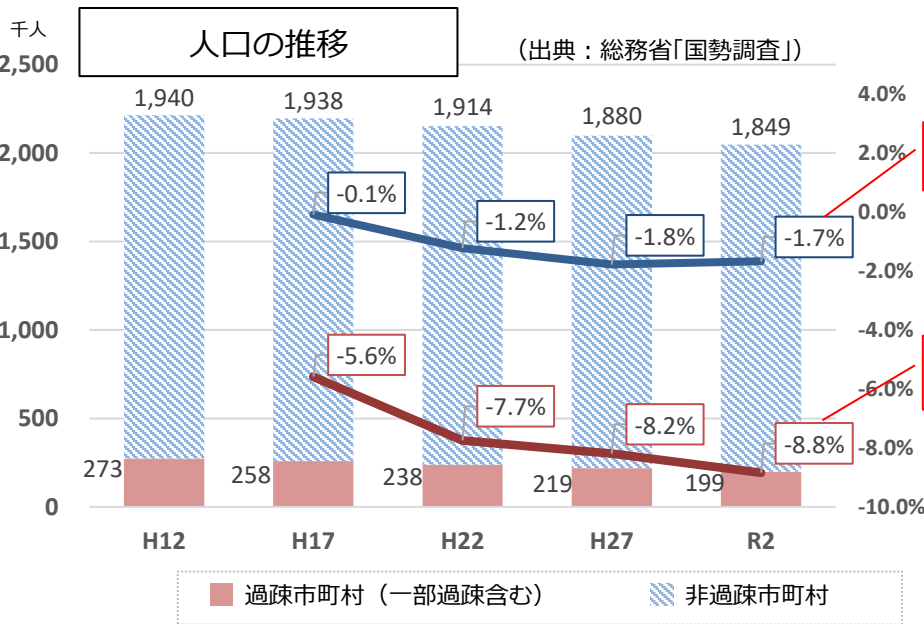
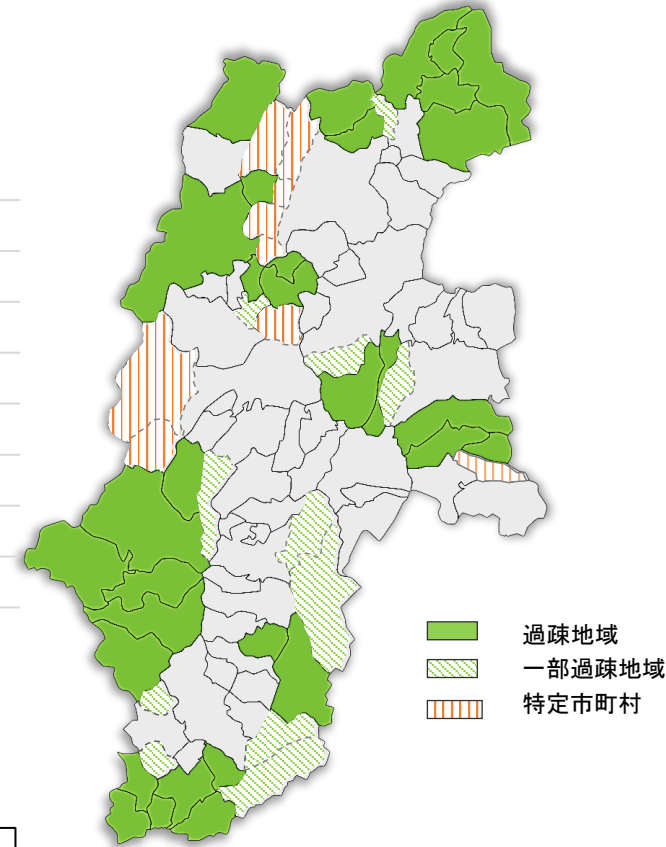
● 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、過疎対策を推進

- ・ 本県は、市町村数（77市町村、全国2位）及び過疎市町村数（40市町村、全国3位）が多い
- ・ 過疎市町村をはじめとする小規模自治体では、人口減少の拡大や少子高齢化が急速に進み、財政力が脆弱であるとともに、地域社会を支える人材が不足

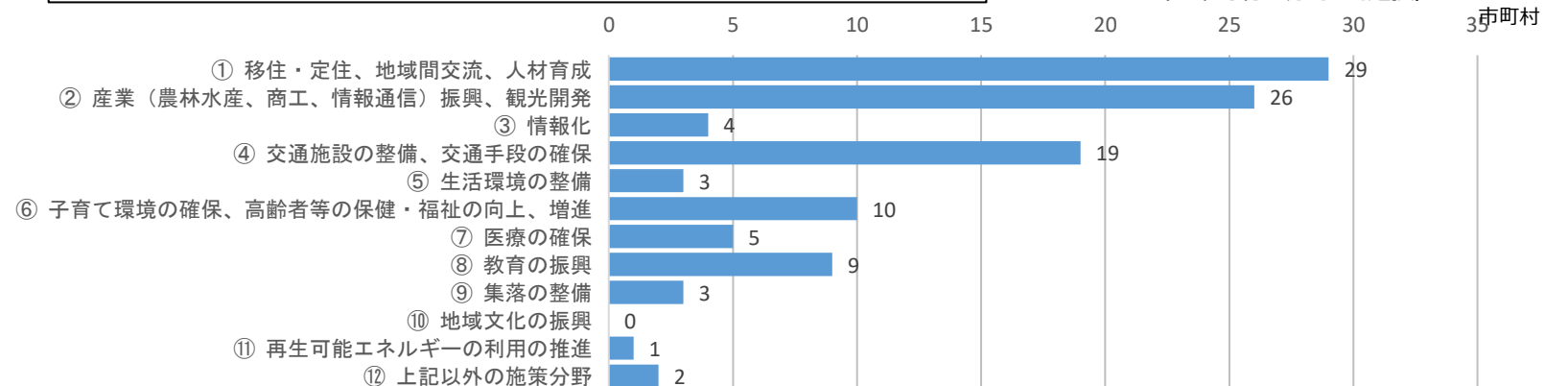
○ 県内過疎市町村の状況

各地域では持続可能な地域づくりに向け、様々な財源や制度を活用した多様な取組を実施

40/77市町村が過疎市町村



県内過疎市町村等が注力している、または課題と感じている施策分野



(出典：長野県市町村過疎地域対策協議会調べ)

取組

【「移住・定住」「地域間交流」「教育」分野での取組】

○ 山村留学推進事業 <阿智村>

人口減少、高齢化が進み、特に若年層の減少が顕著
全国から小中学生を受入れた地域交流を実施
《過疎対策事業債（ソフト）の活用》



山村留学の取組の様子

【「地域間交流」「産業振興」「観光開発」分野での取組】

○ 道の駅拡張事業 <飯山市>

関係人口の拡大を図るため農業観光拠点施設
とアクティビティ拠点施設を一体的に整備
《過疎対策事業債（ハード）の活用》



花の駅 千曲川

【「交通手段の確保」「高齢者等の福祉の向上」分野での取組】

○ デマンド交通運行事業 <栄村>

散在する集落間を効率よく移動できる
乗合方式のデマンド交通を委託運行し、
高齢者の移動手段を確保
《過疎対策事業債（ソフト）の活用》



住民を戸口まで送迎するデマンド交通

【「移住・定住」「産業振興」分野での取組】

○ 特定地域づくり事業

- ・ 特定地域づくり事業協同組合制度を活用することにより、地域へ
移住・定住する人材を呼び込むとともに、地域産業の担い手を確保

<生坂村・小谷村>

- ・ コーディネーターを設置し、組合の設立から運営までを支援（R6～）

<長野県>

課題

- **地方債（過疎債）計画額は増加**（R6:5,700億円⇒R7:5,900億円）したものの、**財政状況が脆弱な過疎市町村等が市町村過疎計画に基づき持続可能な地域づくりを着実に進めるためには、過疎債の必要額の確保が重要**
- 車社会であり高齢化が進む**過疎・中山間地域ではSS（サービスステーション）が社会インフラとしての機能**を有しているが、人口減少が急速に進展する中で、**公設も含めた公的支援によるSSの維持対策が課題**
- 人口急減地域にある農山村では、産業構造に偏りがあり、農閑期に派遣する仕事がないことなどから、年間を通じた雇用の確保が難しく、**特定地域づくり事業協同組合の安定した運営や、新規設立に至らない**

提案・要望

1 過疎対策への財政支援の充実

過疎対策事業債については、資材価格等の高騰により建設事業費が上昇していることを踏まえ、過疎市町村が過疎対策事業を着実に実施できるよう必要額を確保すること

過疎市町村が社会インフラとしてのSS維持に取り組めるよう、公設民営型による給油所整備を過疎対策事業債の対象に含めるなど、財政支援を拡充すること

2 特定地域づくり事業協同組合に関する制度の拡充

地方分権改革の提案事項である、区域外派遣が可能となるような見直しなど、本制度がさらに活用しやすいものとなるよう検討を進めること

8 未来への投資、社会資本整備予算の確保について

【総務省・財務省】

長野県の状況

●「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」の実現に向けた社会資本整備

- ・ 広大な県土を有し急峻な地形や脆弱な地質条件を持つ本県は、**社会資本の整備が未だ十分ではない**
- ・ 令和元年東日本台風災害をはじめ毎年豪雨による甚大な被害が発生しており、**県土の強靱化が必要**である
- ・ **経済財政運営と改革の基本方針2024**では、「激甚化・頻発化する自然災害、インフラ老朽化等の国家の危機から国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、『国土強靱化基本計画』に基づき、必要・十分な予算を確保」するとともに「**5か年加速化対策に基づく取組を着実に推進し、近年の資材価格の高騰の影響等を考慮しながら、災害に屈しない国土づくりを進める**」、また「『国土強靱化実施中期計画』に向けた検討を最大限加速化し、2024年度の早期に策定に取り掛かる」とされている

取組

- **長野県強靱化計画に基づき、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を積極的に実施**
- **インフラの点検結果に基づき、ライフサイクルコストを低減するため、予防保全の観点で維持管理を実施**



令和元年10月 東日本台風

千曲川堤防決壊（長野市穂保）



令和2年7月豪雨では、各地で土砂災害や道路の寸断により集落が孤立するなど、地域住民の生活に影響を及ぼした



令和3年8月の大雨により護岸基礎が崩れ、護岸に沿って並ぶ家屋12棟で倒壊のおそれ

課 題

- 令和3年8月の大雨では、**幹線道路が通行止め**になり、地域の孤立が発生し地域住民の生活に影響を及ぼしたことから、**災害時にも機能する道路ネットワークの確保が必要**
- 近年、激甚化する災害を踏まえ、**国土強靱化計画、長野県強靱化計画を着実に実施する必要があるものの、多額の予算が必要となり、県の財政状況が逼迫**
- **急速に老朽化する社会基盤施設を予防保全の考えに基づき適切に維持管理するためには、安定的・継続的な予算の確保が大きな課題**
- **直轄事業の大きな計画変更は、県の財政運営に大きな影響がある**



白馬村黒豆沢 令和5年12月の大雨により土石流が発生
多くの家屋被害が発生した

提案・要望

1 社会資本整備に必要な予算の確保（財務省）

災害に強い県土づくりやコロナ禍からの復興を推進するため、中長期的見通しのもと、安定的・持続的な公共投資計画を策定し、国や地方自治体が行う社会資本整備事業に関する必要な予算総額を、資材価格の高騰や賃金水準の上昇も踏まえて、当初予算で確保すること

2 令和6年能登半島地震も踏まえた防災・減災、国土強靱化の強力かつ計画的な推進（総務省・財務省）

改正国土強靱化基本法に基づく「国土強靱化実施中期計画」について、能登半島地震も踏まえた緊急輸送道路やダブルネットワークの整備・強化、無電柱化、地籍調査などを着実に推進するため、必要な予算規模で策定すること

計画実施に向けては、資材価格の高騰や賃金水準の上昇を適切に反映した予算・財源を通常予算とは別枠で確保するとともに、起債の充当率や交付税措置率の嵩上げなど地方への財源措置に配慮すること

さらに、地方自治体が引き続き防災・減災対策に取り組めるよう令和7年度までとされている「緊急防災・減災事業債」「緊急自然災害防止対策事業債」について、事業期間を延長し確実な財源措置を図ること

直轄事業について、大きな事業費増加を伴う計画変更が見込まれる場合には、丁寧な説明を行うとともに、直轄事業負担金の支払い期間の柔軟化など、地方自治体の健全な財政運営に配慮すること

3 インフラの長寿命化対策への支援（財務省）

地方自治体が、予防保全の観点からインフラの長寿命化対策を着実に進められるよう、今後も必要な予算を安定的・継続的に確保すること

4 災害復旧事業における支援拡充・資機材の充実による支援強化（財務省）

土石や流木により埋塞した砂防堰堤の機能を早期に復旧させるために、事前防災対策として応急対策用資機材の備蓄を推進すること

また、今後もTEC-FORCE・MAFF-SATの派遣や国による権限代行等を通じて地方自治体の災害復旧を全面的に支援できるよう、国と各地方整備局の人員確保・体制強化を継続的に図ること

国所有の排水ポンプ・資機材の増強を図り、広域的な浸水被害への対応を強化すること

9 個別最適な学びの実現について

【総務省・文部科学省】

長野県の状況

●一人ひとりに合った学びを保障し、探究的な学び、多様性を包み込む学びの推進

- ・児童生徒へのきめ細かな指導のためには、教職員及びそのほかの専門スタッフの確保と柔軟な教職員配置が必要
- ・一人ひとりに合った学びの実現のためには、様々な学び方を実践できる学校施設の整備が必要
- ・本県の不登校児童生徒は増加傾向（小・中学校 H29：2,587人→R5：7,060人）にあり、フリースクール等民間施設を利用する児童生徒も増加（小・中学生 H29：94人→R5：477人）している

取組

○学校改革による子どもたちのウェルビーイング実現

- ・学校の仕組み改革等に取り組むウェルビーイング実践校「TOCO-TON」を指定（R7：指定した70校の5市3町4村に、実践校の取組を進めるための指導主事を10名配置）

○少人数学級の実現と教育活動充実のための教員等配置

- ・国に先駆けて小中学校全学年で30人規模学級（35人以下学級）を実施（R7：250人の定数増）
- ・不登校、外国籍、発達障がい等の児童生徒を支援する教員を配置（R7：141人）
- ・小学校における外国語教育の充実のための英語専科教員や、小学校における教科担任制を推進するための専科教員を配置（R7：155人）

○長野県スクールデザインプロジェクト

- ・これからの時代にふさわしい学校施設について、専門家による検討結果の報告書を基に、県立学校における学びの質の向上と学び続ける個人と社会を支援するため、一人ひとりの多様な教育的ニーズに応える学びと空間の一体的な改革を推進

○不登校児童生徒等に対する多様な学びの選択肢の提供

- ・ICT等を活用し、授業のオンライン配信やweb教材による学習を行うなど、不登校児童生徒のニーズにあった多様な学習を支援
- ・フリースクール等民間施設が、学びの場として安心して利用され、持続的に運営できることを目指した公的認証制度「信州型フリースクール認証制度」を創設（R6.4）し、37か所を認証（R6時点）

【成果①】

「授業は自分にあった教え方、教材、学習時間になっていた」と答えた児童生徒（小6、中3）の割合

<R6>

小6:長野県85.2%（全国84.3%）
中3:長野県83.1%（全国80.9%）

【成果②】

12月の時間外勤務時間1人当たり45時間以下の小中学校の割合
（R元：44.8% → R6：91.9%）

【成果③】

自宅でのICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数
（R元:12人 → R5:228人）

- 多様化・複雑化された教育課題に迅速に対応するためには、**地方の裁量で柔軟に教職員を配置することが必要**
- 小規模校では定数上教員が十分に配置されず、専科教員が不足するなど地域により教育に差が生じる懸念がある
- 個別最適な学びの実現には、様々な学び方に対応した学習環境の整備が必要だが、小中学校及び特別支援学校においては国の財政支援に上限額が設定されていることや、令和7年度予算において補助単価が引き上げられたが、それでもなお実勢単価より低いこと、高等学校においては国の財政支援がなく、県、市町村の財政負担が大きい
- 多様なこどもの教育機会の確保を図るには、いつでも・どこでも・どのような状況にあっても、学びが継続できる**義務教育段階における通信制学校の設置が必要**だが、現行の学校教育法の規定では、一部の例外を除き**通信制学校の設置ができない**
- 県内の多くのフリースクールは利用料を無料又は低額に設定しており財政基盤が脆弱であるため、フリースクール等民間施設に関する経済的支援が必要。**教育機会確保法制定時の衆参両院の附帯決議（不登校児童生徒がフリースクール等で行う多様な学習活動に対する経済的支援のあり方検討、必要な財政上の措置）に基づく経済的支援の確立に向けた検討が進んでいない**

提案・要望

1 教職員配置に係る地方の裁量拡大及び定数改善に向けた取組の加速化（文部科学省）

学校改革の推進と各校における主体的取組の実践に向けて、教員業務削減の必要性を国が発信するとともに、細分化されている加配の区分を見直し、地方の裁量により加配教員を柔軟に配置できるようにすること

加配教員の基礎定数化を引き続き進めるとともに、小規模校においても専科教員を配置できるよう教職員定数の算定方法を見直すなど定数改善に向けた取組を計画的に行うこと

2 学習環境の改善に係る財政支援の充実（総務省・文部科学省）

学校施設環境改善交付金の大規模改造に係る上限額を引き上げるとともに、学校施設環境改善交付金及び公立学校施設整備費負担金の増築等に係る補助単価を引き上げること。また、「これからの高等学校施設の在り方」の実現を目的とする公立高等学校の学習環境整備や高校再編の取組について、補助制度の創設や地方財政措置を行うこと

3 義務教育段階における通信制学校の設置（文部科学省）

不登校児童生徒、とりわけ自宅や自室から出られないこどもの教育機会の確保を図るためにも、通信制の小学校、中学校及び義務教育学校の設置を認めるとともに、設置・運営にあたり必要な経費を支援すること

4 不登校児童生徒等の多様な学習機会確保のための経済的支援制度の確立（文部科学省）

増加する不登校児童生徒等が学校以外で多様な学習機会を確保できるようにするため、地方の声・実情を十分に踏まえ、教育機会確保法の附帯決議に基づき、フリースクール等民間施設やその利用者に対する経済的支援のあり方を早期に検討すること

10 未来を担う若者の高等教育機会の確保について

【文部科学省】

長野県状況

●地方における高等教育機会の確保と修学支援の拡充

- ・本県の大学収容力は21.8 %（R6.5現在：全国44位）と低い状況であり、県内で様々な学問分野の専門的な教育を受けられるようにするため、高等教育機会の充実が求められている
- ・本県の県外大学進学率は81.5%（R6.5現在：全国8位）と高い状況にあり、進学時の教育費（授業料、入学金等）や生活費（住居費、食費等）の負担が重荷

取組

○県内大学の入学定員増を伴う学部・学科等の新設への支援（H28～）

- ・入学定員増を伴う学部・学科、大学院の新設（拡充）に係る施設設備整備に対して、県と大学所在市が協調して補助（県の補助率：対象経費の1/4）
（H28以降の補助実績：長野大学共創情報科学部（仮称）、清泉女学院大学看護学部など7大学）

○長野県大学生等奨学金事業による支援（R5.4～）

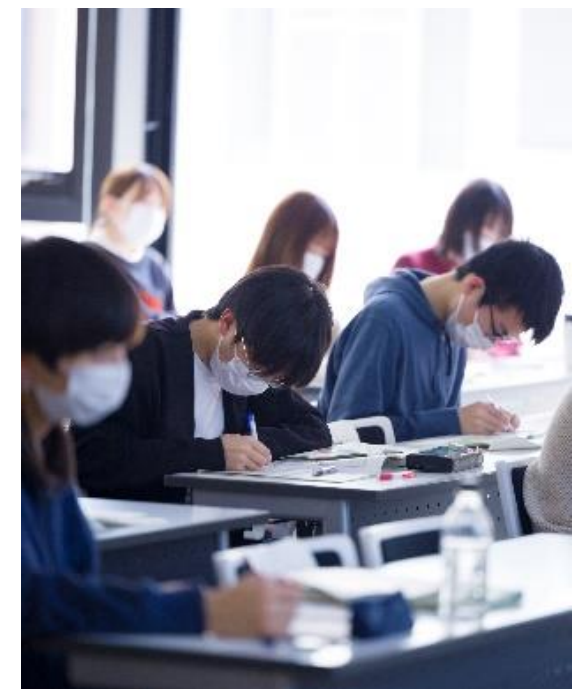
- ・高等教育に要する費用負担を軽減するため、長野県出身の大学等進学者を対象に、給付型奨学金を支給

○県立高等教育機関等の授業料・入学金を減免（R7.4～）

- ・低所得世帯の経済的負担の軽減を図るため、県立高等教育機関等の授業料等を減免
この他、医学生や看護職員を対象とした修学資金の貸付や、企業からの寄付をもとに児童養護施設退所者を対象とした奨学金を支給

（参考）高等教育の修学支援新制度(国)による授業料・入学金の減免（R2.4～）

- ・住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯（4人世帯で年収380万円未満）や多子世帯の中間層、理工農系学部の学生を対象に、授業料等の減免と給付型奨学金により、学費と生活費を支援



（長野県立大学の講義風景）

- 国立大学をはじめとする地方の高等教育機関を「知の拠点」として、**教育・研究・地域貢献の機能を充実させるための財政的支援が必要**
- 今後「**地理的観点からの高等教育機関へのアクセス確保を図るための仕組みの構築や都市から地方への動き促進等を通じた地方創生推進のための取組が必要**」（令和7年2月21日中央教育審議会答申）
- 意欲ある学生が**経済的理由により本人が希望する進学を断念することがないよう、県としても奨学金の支給などの支援を行っているところであるが、国の「高等教育の修学支援新制度」の更なる充実が必要**

＜国の「高等教育の修学支援新制度」の更なる充実＞

- ・ 住民税非課税世帯の上限額の拡充
私立大学の場合、授業料実費額（R5平均:約96万円）と減免上限額（約70万円）の差が大きく、学生の実負担額が多い
- ・ 中間所得層の支援対象の更なる拡大
支援対象が、令和6年度から中間所得層のうち多子世帯や理学・工学・農学系の学部で学ぶ学生等まで拡大され、さらに、令和7年度から所得制限なく、多子世帯に拡大されるなどの改善が図られるものの、他の中間所得層についても**経済的負担の軽減が必要**
- ・ 給付型奨学金支給対象の拡大
学生が在籍する大学等が高等教育の就学支援新制度の対象機関取消となった場合に、給付型奨学金や授業料等減免の対象外となることで地域内での進学先の選択肢が減り、地域外の大学等へ進学してしまうなど、地域社会への影響が大きい

高等教育の修学支援新制度 授業料等減免の上限額（年額）				
（住民税非課税世帯）				
	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約 8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約 7万円	約17万円	約16万円	約59万円

提案・要望

- 1 地方における高等教育機関の充実強化
地方における教育機会の確保や地方創生の観点から、地方へのキャンパス設置など、地方に居ながらにして質の高い高等教育へのアクセスを確保するため、許認可権限を持つ国の主導により大学等の再配置に向けた取組を促進すること
- 2 高等教育の修学支援新制度の拡充
経済的な理由で希望する進路を断念することのないよう、「高等教育の修学支援新制度」について、住民税非課税世帯の上限額の拡充を図るとともに、支援対象をこどもの数や学部限定することなく、すべての中間所得層まで更なる拡大を図ること
また、給付型奨学金については、国・日本学生支援機構（JASSO）が学生に対して行うものであるため、学生の大学等の進学先に関わらず支給を可能にすること

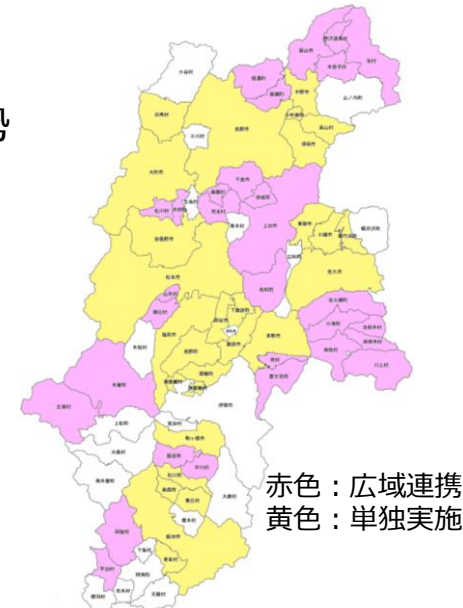
11 中学校部活動の地域クラブ活動への移行について

長野県状況

【文部科学省・スポーツ庁・文化庁】

● 地域の特徴を生かし、地域に根差した中学校部活動の地域クラブ活動への移行を推進

- 市町村数（77市町村、全国2位）及び過疎市町村数（40市町村、全国3位）が多い
 - ➡ 過疎市町村は、人口減少の拡大と少子高齢化の進展により財政力が脆弱で地域社会を支える人材が不足
- 広い県土（全国4位）の84%が山地で、フォッサマグナと中央構造線が交わるため山地と盆地が入り組む複雑な地勢
 - ➡ 近隣市町村への移動に時間を要し、特に県南部は木曽谷と伊那谷の間に木曽山脈がそびえる
- 豊かな自然や地域の特徴を生かしたスポーツ・伝統芸能を大切にする文化が根強い
 - ➡ スキーやスケート等のウィンタースポーツ、諏訪の御柱や大鹿村の人形浄瑠璃には中学生が進んで参加
- 公民館数（1,789館、全国1位）や中学生地域行事参加率（65.7%、全国3位）が高く、地域コミュニティが残存
 - ➡ 地域全体で「おらほの子どものため…」の意識が非常に強く、学校教育・社会教育に対して協力的



赤色：広域連携
黄色：単独実施

令和7年度は39地域57市町村が国の実証事業に取り組む

地域独特の特徴を生かした魅力的な地域クラブの構築にあたり、国・県の支援と近隣市町村の連携が不可欠

- 各市町村へコーディネーターの配置及び連携会議や訪問支援を行う県総括コーディネーターの配置が必要
- 地域クラブが広域化するため、生徒の移動手段やICTを用いた遠隔指導の研究が必要
- 全県レベルでの指導者リストを作成し、地域クラブへのマッチング支援が必要
- 豊かな自然や地域の特徴を生かした多様なスポーツ・文化芸術活動体験機会の創出が必要

取組

- 「活動指針」及び「ガイドライン」の策定
 - ・ 中学生期の部活動や地域クラブ活動の在り方を示した「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」策定（R6.3）
 - ・ 地域クラブ活動への移行手順や運営面の留意事項等を示した「長野県地域クラブ活動推進ガイドライン」策定（R6.3）
- 「信州地域クラブ活動指導者リスト（指導者リスト）」の構築
 - ・ 企業や大学と連携を図り、全県レベルでの指導者リストを作成し、地域クラブ活動とのマッチングを支援
 - ➡ 令和7年2月末現在 登録者281人
- 「学校部活動の地域クラブ移行リーフレット」による啓発
 - ・ 地域クラブ活動への移行の目的や受益者負担の考え方などを周知
- 県総括コーディネーターによる連携会議の開催や訪問支援
 - ・ 他市町村との連携の渉外、協議会及び運営事務局の設立等を支援
 - ➡ 69市町村延べ80回（2月10日現在）
- 地域クラブ活動指導者を含めた指導者研修会の実施

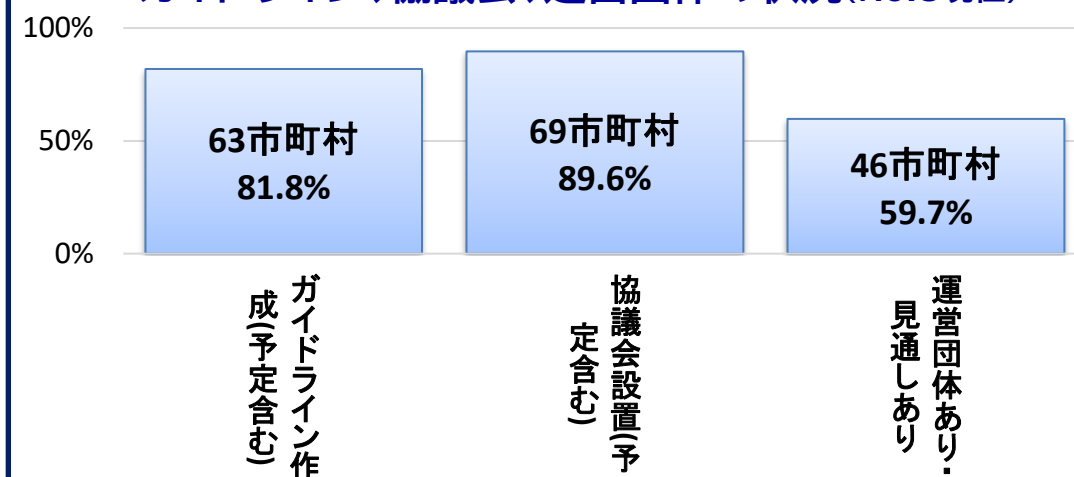


指導者募集の街頭啓発活動

課題

- (1) 小規模町村が多い本県では、少子高齢化社会の進展も急速に進む中、
 - ① 受け皿となるスポーツ・文化芸術団体等の運営団体が不足
 - ② 指導者不足と指導者の高齢化が顕著
 - ③ 地域クラブ指導者の報償費の財源確保が必要
- (2) 多様なニーズに応じた活動を保障するため広域連携の取組が多い中、
 - ① 活動場所までの移動手段や移動時間の確保が必要
 - ② ICTを用いた遠隔指導の早期導入が必要
- (3) 部活動から地域クラブ活動への移行が進む中、
 - ① 地域クラブ活動の安全確保のための体制整備が必要
- (4) 運営団体の見通しが立つ都市部（長野市や松本市）においては、休日・平日の完全移行が計画される中、
 - ① 休日の地域移行さえ難しさを抱える小規模町村との地域間格差拡大への危惧
 - ② 財政力が脆弱な小規模町村においては、改革推進期間終了後の令和8年度以降も国からの財政支援が必要

ガイドライン、協議会、運営団体の状況(R6.8現在)



本県では、国の施策に基づき部活動の地域移行を鋭意進める中、中山間地の小規模町村が、受け皿となる運営団体の選定に苦慮している。

提案・要望

1 中学校部活動を地域クラブ活動に円滑に移行するための財政支援（スポーツ庁・文化庁）

受け皿となるスポーツ・文化芸術団体等の整備充実と持続可能な運営のための補助制度を創設とともに、地方スポーツ振興費補助金を改正し、地域クラブ活動指導者を補助対象とすること

参加費用や送迎支援を含めた受益者負担の軽減及び経済的困窮家庭の子どもが活動機会を失わないための補助制度を創設すること

2 地域クラブ活動の安全確保のための体制整備

活動中の事故や指導者の不適切行為等の防止対策、事故や不適切行為等が発生した際の責任の所在や指導者資格の取扱い、生徒及び指導者の保険加入など、国による生徒の安全確保のための体制整備に係るガイドラインを提示すること

3 改革推進期間後の財政支援（スポーツ庁・文化庁）

中学生期の新たなスポーツ・文化芸術活動の拠点となる地域クラブが、自治体の実情に応じて地域クラブ活動への移行の進捗状況が異なる点に十分配慮し、自治体の規模、財政力によって子どもの活動機会の格差が生じないように、改革推進期間後も実証事業に代わる国の財政支援を継続すること

財政支援に要する財源の確保に当たっては、今後、支出削減が見込まれる教員や部活動指導員に係る経費相当分の活用を視野に入れて検討すること。なお、地方負担を求める場合は、その必要性を示すこと

12 スポーツ振興くじ助成金等の拡充について

【スポーツ庁】

長野県の状況

●2028年に「信州やまなみ国スポ・全障スポ」を長野県で開催します

- ・国スポ冬季大会については、競技施設の特殊性や気候条件等により、これまでも**本県で定期的**に開催している
- ・国スポ冬季大会以外においても、**全国規模や国際的な冬季の競技会等**が**本県で多く**開催されている

目指す姿

- ▼長野オリンピックのレガシーを次世代に継承し、**競技のさらなる普及拡大のための環境づくり**を図る
- ▼国スポ冬季大会の**全種目が開催できる全国有数の県**としての役割を果たしていく
- ▼基幹的な施設整備を促進することで、**国スポ冬季大会以外の大規模競技会の誘致**を進める
- ▼国スポ冬季大会を含めた大規模大会の開催により、**県内への誘客促進、冬季競技における聖地化**を目指す

取組

▼県内冬季競技施設の整備に対する補助事業の実施（R7～実施予定）

長野県の文化ともいえる冬季競技の普及拡大の一環として、国スポ冬季大会を含めた大規模な大会や競技会を今後も開催するため、国スポ冬季大会競技施設を対象とした県単独の補助事業を実施し、施設所有者である市町村の財政負担を軽減

【補助想定施設】

競技名	種目名	開催予定施設	建築年
スキー	スハ°シャルジャンプ°	市営飯山ジャンツェ	1987年
	知スカントリー	長峰知スカントリースキーコース	2014年
スケート	スピ°ト°スケート	IAUウェーブ	1996年
	フィギュアスケート	ビッグハット	1995年
アイスホッケー		軽井沢風越公園アイスアリーナ	1990年
		やまびこスケートの森アイスアリーナ	1994年

課 題

▼競技施設の経年劣化

大規模大会を開催する冬季競技施設のほとんどが1998年長野オリンピックを契機に整備された施設であり、築30年程度が経過。老朽化が進んでいることから、**国スポ冬季大会や今後の活用を見据え、設備の改修が急務**となっている

▼スポーツ振興くじ助成金の減額

国スポ冬季大会の施設整備費を助成するスポーツ振興くじ助成金の**助成限度額が段階的に引き下げ**られている

年度	～令和2年度	令和3年度	令和4年度～
助成 限度額	<u>1施設あたり</u> 4.5億円	<u>1大会あたり</u> 全施設総額6.0億円	<u>1大会あたり</u> 全施設総額5.25億円

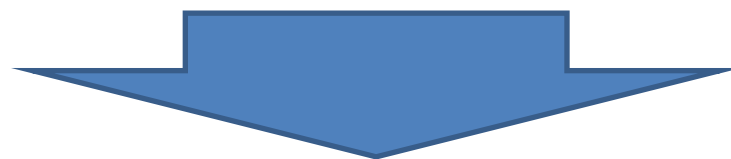
▼開催地の地域的偏在性が高い

国スポ冬季大会会場地は地域的偏在性が高く※1、会場地となる**特定の市町村にとって施設整備費、運営費ともに大きな負担**※2となっている

※1 国スポ冬季大会が競技別大会となった2005年以降、本県では2008年に「かがやき国体」、2017年に「ながの銀嶺国体」、2028年に「信州やまなみ国スポ（予定）」と、約10年に1回のペースで開催。いずれも冬季大会の全種目（スケート、スキー、アイスホッケー）を実施

※2 ながの銀嶺国体の経費全体のうち、会場地市町村の負担は運営費：約25%（78,372千円）、施設整備費：約36%（311,962千円）

【参考】本大会については、R4栃木大会、R5鹿児島大会いずれも、開催準備に係る経費全体のうち、約9割程度が一般財源による負担となっている。



提案・要望

1 スポーツ振興くじ助成金等の拡充

国民スポーツ大会冬季大会を行う**競技施設が十分な補助を受けられるよう予算を確保**するとともに、助成金の限度額（1開催年度あたり5.25億円）を、**令和2年度以前の助成金の限度額（1施設あたり4.5億円）以上に引き上げる**こと

2 国民スポーツ大会に係る運営費に対する支援について

開催県及び競技会場地市町村の負担軽減を図るため、**国スポ本大会・冬季大会の運営費に対する国の財政的支援の拡充及び国スポ本大会の運営費についてスポーツ振興くじ助成金の対象とすること**

13 生活困窮者支援の推進について

【厚生労働省】

長野県の状況

●原油・物価高騰等の影響を受けやすい生活困窮者への支援の実施

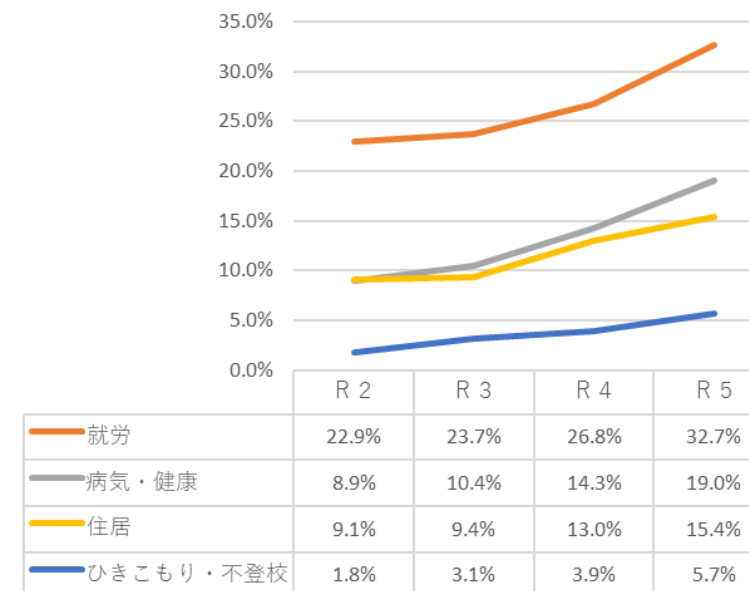
- ・生活困窮者からの相談は「生活費」についてが約7割を占め、自立に向けての集中的な支援が必要
- ・「まいさぽ」への相談は、コロナ禍を過ぎて、生活費に関する相談だけではなく、複合的な課題を抱える相談者の割合が増えており、相談者に寄り添ったきめ細かい支援が必要である。加えて、特例貸付償還に係る借受人に対するフォローアップ支援業務の負担も大きく、相談員の疲弊感が増している
- ・生活保護制度においては、自動車の使用は限定されており、本県のような山間地域が多く公共交通機関の利用が著しく困難な地域では、日常生活の移動に制限が生じている

取組

○自立相談支援機関（まいさぽ）による支援

- ・県下27か所にワンストップ型の相談支援拠点を設置し、生活に困難を抱えた方に対する相談・就労支援を実施
- ・相談に丁寧に対応するため、相談員を増員し支援体制を強化
⇒住居確保給付金等の支援制度につなぐとともに、就職活動に係る経費や特例貸付の償還金に対する補助など、県独自の支援により、早期自立を支援
- ・長野県社会福祉協議会内に「長野県フードサポートセンター」を設置し、物価高騰等の影響を受け生活にお困りの方に対し、生鮮食品を含めた多様な食品の安定的な提供を実施

新規相談における相談割合※



※生活費及びその他を除く

○価格高騰特別対策支援事業補助金による生活者への支援

- ・電力、灯油、食料品等の価格高騰による家計負担を軽減するため、住民税（所得割）非課税世帯等を対象に支援金を支給（1世帯当たり3万円（R4）、2万円（R5・R6））

課 題

- 生活困窮者自立支援制度に基づく各事業には、国庫補助額に上限額が設定されており、補助率も低く、地方自治体の負担が大きいため、**相談員の処遇改善や支援の充実が困難**

例・上限額は人口規模により算定。40万人～50万人未満では基準額が50,000千円
(R6.1.1時点 本県町村人口：405,491人)
・子どもの生活・学習支援事業では補助率1/2、就労準備支援事業は2/3、家計改善支援事業2/3 等

- 生活保護基準の改定は5年おきに行われるが、4年前の全国家計構造調査のデータを基に改定されるため、直近の物価高騰等の状況が反映されない

・直近の基準改定（R5.10）は、令和元年の全国家計構造調査を基に実施

- 本県のような山間地域が多く、公共交通機関の利用が著しく困難な地域や降雪の多い地域に居住する生活保護受給者については、生きるための日々の暮らしに自動車が必要。例外的に自動車保有が認められた場合は、日常的な買い物等への利用も可能となったが、例外ケースに該当しない場合の自動車の保有は認められていない。

〔自動車の保有（使用）が認められる例外ケース〕

・障がい者（児）、公共交通機関利用困難地区居住者の通勤、通院、通所、通学用

- また、自動車の保有が認められないことで、**生活保護の申請をためらう要因にもなっている**

提案・要望

1 生活困窮者の自立支援の促進と財源確保

自立相談支援事業に携わる職員の処遇改善や、生活困窮者自立支援制度に基づく各事業の充実を図るため、各事業の国庫補助の上限額を撤廃するとともに、国庫補助率を引き上げること

2 生活保護基準に係る改定方法の見直し

生活保護基準の改定方法について、直近の社会経済情勢の変化などの影響を反映する改定方法とすること

3 生活保護制度における公共交通機関の利用が著しく困難な地域の自動車使用の要件緩和

公共交通機関利用困難地域に居住する生活保護受給者の「健康で文化的な最低限度の生活」を実現するため、例外ケースに該当しない、買い物や各種サービス機関の利用等の日常生活における利用のみについても、自動車使用を認めること

14 医師の確保について

【厚生労働省】

長野県の状況

● 住み慣れた地域で安心して暮らすため、地域が求める医師を確保

- ・ 医師の不足、偏在があり、それらの是正が必要
本県の医師偏在指標…**219.9（全国36位・医師少数県）**
「少数区域」の医療圏…**4 医療圏(※)**／全10医療圏
※医療圏(330医療圏中) …上小(280),木曽(263),飯伊(256),上伊那(247)
 - ・ 産科医の不足と併せて、女性比率の高まりへの対応が必要
本県の分娩取扱医師偏在指標…**9.2（全国36位・相対的医師少数県）**
「相対的少数区域」の医療圏…**3 医療圏(※)**／全10医療圏
※医療圏(263医療圏中) …上伊那(234),飯伊(222),北信(189)
- 〔 県内の全診療科女性医師比率：16.3%(H22) → **20.6%** (R4)
全国の産科・産婦人科女性医師比率：29歳以下では**64.9%** (R4) 〕

医師数は増加しているが、30, 40歳代は増えていない

年齢区分	H18年	H24年(H18年比)	R4年(H24年比)
20代	338	359 (+21)	432 (+73)
30, 40代	2,051	1,960 (▲91)	1,857 (▲103)
50, 60代	1,241	1,687 (+446)	2,097 (+410)
70代超	529	502 (▲27)	660 (+158)
合 計	4,159	4,508 (+349)	5,046 (+538)

取 組

○ 地域医療人材拠点病院支援事業の実施

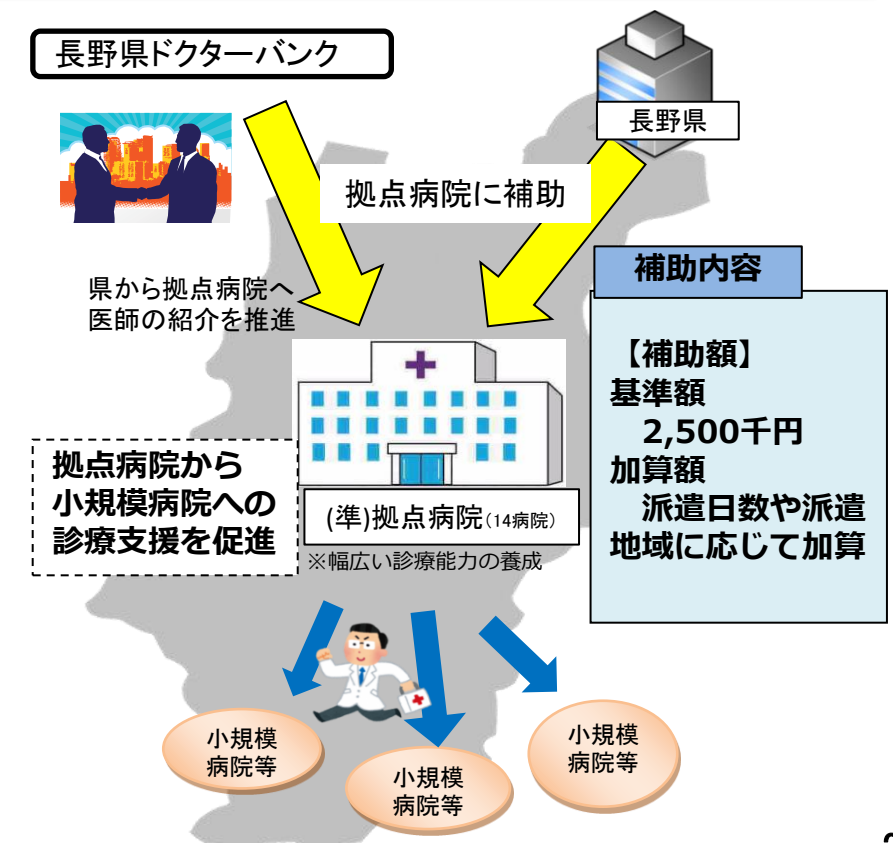
県内11病院を拠点病院(H30～)・3病院を準拠点病院(R2～)に指定し、拠点病院が行う小規模病院・診療所への医師派遣、研修医の確保・養成等に要する経費を補助

⇒ 県内**14の拠点病院(準拠点病院含む)**が、延べ**70ヶ所**の小規模な病院・診療所に医師派遣を実施（R6年度：3,293人日／年）

○ 産科医療等の確保に向けた支援策の実施

- ・ ドクターバンク事業による産婦人科医の就業(R6年度までの累計24人)
- ・ 医師研究資金貸与事業による産科医の確保
- ・ 臨床研修資金等の貸与による、将来、産科を志す研修医の確保
- ・ 産科医に対する分娩手当の支給による処遇の改善
- ・ 産科医の負担軽減及び勤務環境改善のため、院内助産の普及を推進

地域医療人材拠点病院による人材育成・診療支援



- 地方の医師不足の背景には構造的な問題があり、現行制度下において**県単独の取組だけでの医師確保には限界がある**
- 平成20年度以降の医学部定員の臨時増もあり全国の医師数は増加傾向にあるが、**依然、地域間・診療科間の偏在は続いており、その是正が必要**
- 「医師の働き方改革」は令和6年度から医師の時間外労働上限規制が適用され、今後も引き続き推進する必要があるが、**地域医療への影響が懸念されており、医療提供体制の維持との両立が求められる**
- **臨床研修医及び専攻医の都市部への集中**は、都道府県間の医師偏在を助長することにつながる
- **産科医等の不足**により、身近な施設でのお産が困難となりつつある
- **開業医の高齢化**が進み、将来における診療所等の存続が危ぶまれている

- ・ 県内分娩取扱医療機関は約**38%減少**
＜55施設（H17）⇒ 34施設（R7.3）＞
- ・ **飯伊・木曽の2医療圏での分娩取扱いは各1医療機関のみ**
※木曽圏域はR8からの分娩休止に向けた動向あり
- ・ **大北医療圏においては分娩取扱医療機関なし**

提案・要望

1 医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージの効果的な実施及び財政支援

医師少数区域等へ実効的な医師配置が行われるよう、国が推進する「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」の施策を効果的に実施するとともに、地域医療介護総合確保基金等による財政支援をより拡充すること

2 医師の働き方改革の推進と医療提供体制の維持との両立

医師の働き方改革の影響に関する継続的な実態調査、詳細な分析を行い、地域の医療提供体制に影響が生じることのないよう、医師確保・偏在対策に関する各施策の方針に確実に反映させること

3 医学部臨時定員枠の継続、臨床研修医及び専攻医の都市部への集中防止策の徹底

より精緻な医師需給推計等を行った上で、地域・診療科ごとに真に必要な医師数を算定するとともに、大学が地域と連携して医師を育成・派遣する役割を果たせるよう令和9年度以降も現在の医学部臨時定員枠の措置を継続すること

臨床研修については、抜本的に地域偏在を解消するために募集定員上限の算出に係る激変緩和措置（直近の採用人数保証）を廃止すること

専攻医については、都市部集中を防止するため、将来の医療需要を踏まえ、必要な医師養成数を定めた上で、シーリングを厳格に実施すること

4 地域における不足する産科医等の確保策の実施

都市部への産科医等の集中を抑止するため、医学生や研修医に対し産科等の専攻を促す仕組みを創設すること
専攻医の採用数にかかるシーリングにおいて産婦人科等も対象とすること

5 地域における診療所等の担い手確保策の実施

医師の高齢化・後継者の不在等が深刻化している診療所等の担い手を確保するため、経済的なインセンティブの設定のみならず、医師少数区域での勤務意欲に繋がる真に実効性の高い対策を講じること

15 企業の経営革新に向けた総合的な対策の実施について

【内閣府・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・中小企業庁・国土交通省】

長野県の状況

- 現下の物価高から産業を守る取組とあわせ、構造的な賃上げを通じた経済の好循環の実現に向けて、賃上げ原資確保のための取組を実施
- 付加価値労働生産性の向上を支援するとともに、適正な価格転嫁を促進

取組

～付加価値労働生産性向上を支援～

DX 省力化

- ① デジタルツールの情報提供
 - ・ 県オリジナルのデジタルツール情報を充実し、提供
- ② 融資・補助金
 - ・ 中小企業融資制度により省力化投資を後押し
 - ・ 生産性向上による賃上げ、企業の魅力向上を支援
- ③ 社内人材育成／社外人材活用
 - ・ 社内人材のリスキリングに取り組む企業を支援
 - ・ デジタル人材等の活用による経営力強化に向け、副業・兼業人材とのマッチングを支援

規模拡大・企業間連携

- ④ 業務共同化 ～企業間連携による経営合理化～
 - ・ 複数企業で取り組む業務共同化等を支援
- ⑤ 事業承継・M&A ～経営資源の引継ぎと集約～
 - ・ 関係機関と連携し、経営の多角化や規模拡大を促進

～適正な価格転嫁の促進～

セミナー 相談窓口

- ① 価格交渉の手法、ポイントを学ぶ場の提供
 - ・ 価格転嫁の現状や価格交渉の手法などの情報を提供
 - ・ 中小企業に寄り添った相談対応

取引適正化

- ② 価格交渉に係る情報発信
 - ・ 国の指針等の周知により、取引適正化を推進

機運醸成

- ③ 発注企業の適正取引推進
 - ・ 「パートナーシップ構築宣言」企業へのインセンティブ

転嫁していない事業者への波及

- ④ 「気づき」と「交渉への動機付け」をサポート
 - ・ 商工団体等と連携して、中小・小規模事業者へ価格交渉の呼びかけやセミナー相談会を実施
 - ・ 企業と接する機会の多い金融機関等との連携を強化

- **価格高騰等の長期化により、実質賃金の低下や価格転嫁が進まず、家計や企業収益の圧迫が生じており、資金繰りが悪化している中小企業も少なくないことから、今後も強力な支援策が必要**
- **DX・省力化による企業の付加価値労働生産性を向上するためには、個社の取組促進とともに、業務共同化、事業承継やM & A等を通じた企業規模拡大による経営基盤の強化が必要**
- **持続可能な物流の実現に向けて、価格転嫁率の向上によるトラックドライバーの賃上げ原資確保を図るためには、トラック運送業など円滑な価格転嫁が進まない業種の多重下請構造を是正するための取組が必要**
- **資材価格高騰により、価格の上昇分を請負額に反映できる建設工事請負契約書第26条のスライド条項における1～1.5%の受注者負担割合が受注者の適正な利益を圧迫**

提案・要望

1 円滑な価格転嫁や賃上げに対する支援（内閣府・中小企業庁）

円滑な価格転嫁に向けた環境整備や、物価上昇に見合った賃上げのための支援を継続して行うこと

2 中小企業の下支えと新たな挑戦を行うために必要な取組の支援（中小企業庁）

価格高騰等に苦しむ中小企業者等の経営改善・事業再生支援策を継続するとともに、国が補助を行う新たな資金繰り支援の保証制度を創設するほか、中小企業の事業転換、生産性向上などを後押しする支援策を継続して行うこと

3 業務共同化による経営基盤強化への支援（経済産業省・中小企業庁）

業務共同化を通じた規模拡大により、企業の経営基盤強化を促進する国の支援策を充実すること

4 持続可能な物流を実現するための事業者への支援（厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省）

「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」で決定した「2030年度に向けた政府の中長期計画」に基づく各種施策を着実に実行するとともに、多重下請構造の是正を図るための物流改正法の事業者への周知及びトラック・物流Gメンによる取締りを徹底的に行うこと

5 標準請負契約約款（スライド条項）の受注者負担割合の見直し検討（国土交通省）

建設業者の適正な利益が得られるよう、実態調査に基づく受注者負担割合の見直しについて検討すること

16 米国の関税措置等による経済への影響の緩和・克服について

【内閣府・農林水産省・経済産業省・中小企業庁】

長野県の状況

●米国関税措置の概要(2025年5月3日現在)

品目別追加関税	鉄鋼・アルミ（3/12 発動）	25%	
	自動車（4/3 発動）	25%	
	自動車部品（5/3 発動）	25%	
相互関税 品目別追加関税、半導体等は除外	一律分（4/5 発動）	10%	合 計 24%
	上乘せ分（4/9 発動） ⇒90 日間停止	14%	
通常の関税	税率は品目ごとに異なる		

- ・多くの企業からは「まだどのような影響があるかわからない」という不安の声
- ・輸出する企業からは「自社の製品が関税措置に該当するか知りたい」、「米国だけでなく、中国との取引においても影響が心配」など

取 組

○相談窓口の開設（4月7日～）

経営・金融支援、農畜産物や加工食品の輸出支援に関する相談窓口を県産業労働部、農政部及び10地域振興局商工観光課に設置

○ホームページによる情報発信（4月7日～）

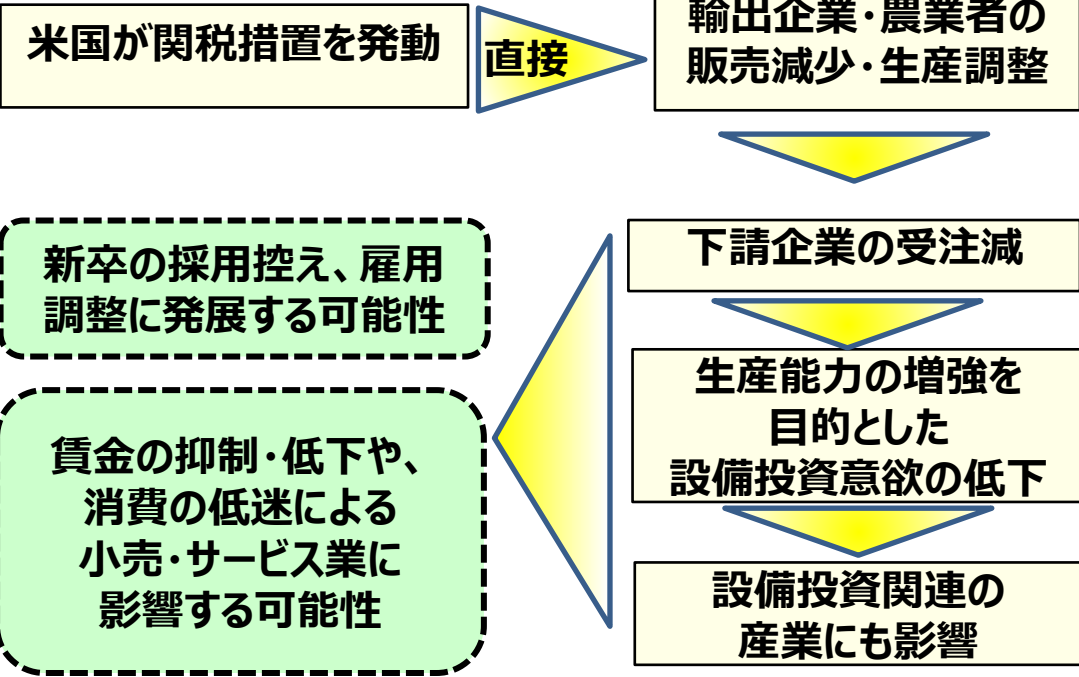
- ・正しい情報を一元的に発信するため、県ホームページに専用ページを開設
- ・政府発表資料や、相談窓口、支援策などを随時更新

○米国関税に係る長野県連絡協議会の設置（4月11日～）

- ・知事を会長に、経済4団体、国、農業団体など10の機関が参加（オブザーバー：日本銀行松本支店）
- ・連絡協議会に加え、よりきめ細かな情報共有のため、実務者連絡会を設置し、各機関が連携

○米国関税措置の県内企業への影響を調査（4月～5月）

長期化した場合に
今後、予想される主な影響



4月11日米国関税に係る長野県連絡協議会(第1回)

課 題

■ 米国関税措置の状況がめまぐるしく変化

⇒ 正確な情報の把握が困難

《今後の交渉次第では生じる恐れのある課題》

- ・ 米国向け販売減や値下げ圧力 ⇒ 企業の売上・利益減少
- ・ 経営の不確実性高まり ⇒ 価格転嫁抑制、雇用環境悪化
⇒ 賃上げ機運の停滞
- ・ コメ等農畜産物の輸入拡大 ⇒ 農業者の所得減少、離農の加速

■ 先行き不透明 ⇒ 投資計画や事業ポートフォリオの見直し 新事業・技術開発の取組が必要

本県の輸出状況

■ 輸出額 1兆1,934億円 全生産額7.1兆円の16.7%

■ 米国向け 2,633億円 全体の22.1%(国別第1位)

■ 主な品目

- ① 建設機械等790億円 ② その他電子部品等342億円
- ③ 自動車部品212億円 ④ 電動機等167億円
- ⑤ 農畜産物1.3億円

主な仕向地への輸出品目

(金額単位:億円)

仕向地	主	な	品	目
アメリカ	建設機械・鉱山機械	790	その他の電子部品・デバイス・電子回路	342
2,633	自動車部分品・附属品	212	発電機・電動機・その他の回転電気機械	167
	電子回路基盤	96	顕微鏡・望遠鏡等	90
	金属工作機械	86	抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品	77
	印刷装置	74	航空機用原動機	72

(出典) 令和4年輸出生産実態調査(長野県)

提案・要望

1 自由で開かれた貿易体制の維持と国民への迅速かつ正確な情報提供、事業者・農業者への支援

(内閣府・農林水産省・経済産業省・中小企業庁)

自由貿易体制の維持に向け、米国に対して今回の関税措置の見直しを粘り強く求めるとともに、関税措置に関する最新情報を迅速に収集し、国民や事業者等に正確な情報を提供すること

また、地方の産業や雇用への影響を軽減するため、次の対応・支援を行うこと

- ・ 輸出関連事業者や中小企業等に対する資金繰り支援、経営指導、価格転嫁の円滑化などあらゆる支援
- ・ 国際貿易ルール下での農畜産物輸入の枠組を堅持し、農業者の営農継続が可能となる支援
- ・ 地方経済が持続的に発展し、我が国の経済全体を強力に支える経済構造としていくため、新たな国内外の販路開拓・拡大、新分野進出に向けた支援

17 ガソリン価格高騰への対策について

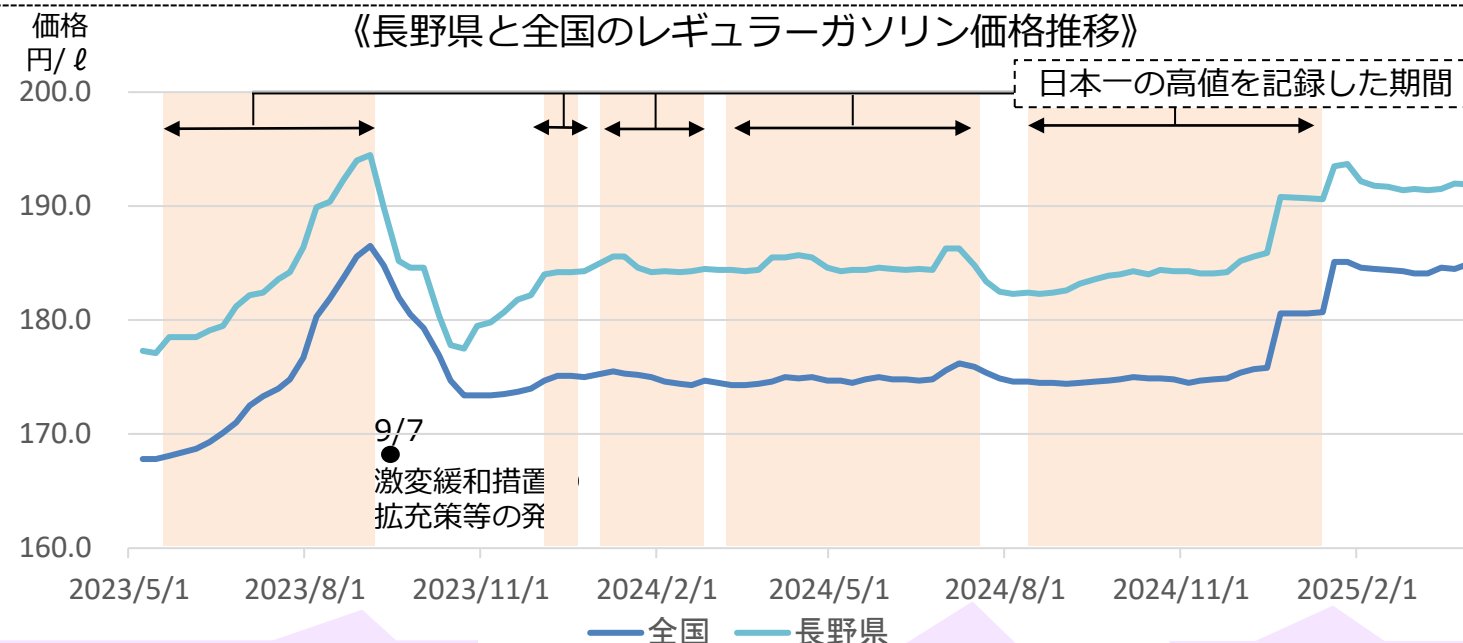
【消防庁・経済産業省・資源エネルギー庁】

長野県状況

●全国の中でもガソリン価格が高く、SS（サービスステーション）過疎が深刻

① 長野県のガソリン価格の現状

日本一の高値を断続的に記録している



5/22～9/4まで16週連続
で日本一の高値を記録

3/11～7/22まで20週連
続で日本一の高値を記録

8/13～1/14まで22週連続
で日本一の高値を記録

※石油製品価格調査（資源エネルギー庁）

《長野県のガソリン価格が高いと考えられる要因》

- 販売量が少ないSSやSS過疎地が多いこと、中山間地域が多く灯油配達のコストが大きいことなど様々な要因によって**経営コストが高く、販売価格を高くせざるを得ない。**
- また、製油所から遠いため、**輸送コストがかかる。**

② 長野県のSSの現状

- SSは全国的に減少傾向にあるが、長野県は全国を上回る減少率となっている
- SS過疎地（SSが3か所以下の市町村）の割合は45.5%となっている（全国第2位）

《SS数の推移》

年		H24	R5	対 H24 比
SS 数	長野県	1,033	755	△26.9%
	全国	36,349	27,414	△24.6%

※都道府県別SS数の推移（資源エネルギー庁）

SS過疎市町村の割合は
長野県が全国第2位

《SS過疎地（SSが3か所以下の市町村）の状況》

順位	都道府県	市町村数 (A)	SS 過疎市町 村数(B) ※	SS 過疎市町村 の割合(B/A)
1	奈良県	39	20	51.3%
2	長野県	77	35	45.5%
3	沖縄県	41	18	43.9%
-	全国	1,718	358	20.8%

※資源エネルギー
庁調べ
(R6.3.31現在)

取組

○SS過疎地対策の実施（R5.10.6～）

- ・持続可能な運営体制の検討を進めるため「SS過疎地対策の手引き」を作成
- ・検討の主体となる市町村の検討を支援するため「市町村サポートチーム」を設置

○ガソリン価格の適正化等に関する検討会の開催（R7.3.27～）

- ・中山間地等の小規模SSの支援及び価格抑制等の取組を検討するため、経済団体、市町村等と設置

○給油所経営改善支援事業の検討（R7当初予算）

- ・中山間地等の小規模SSが進める経営改善に係る取組を支援するため予算を計上
- ・検討会での議論を踏まえつつ、厳しい経営環境に置かれたSS事業者の経営改善をサポート

《SS1所当たりのガソリン販売量（R5実績）》

順位	都道府県	販売量（KL/SS）
1	東京都	4,727.0
2	神奈川県	2,640.7
3	大阪府	2,592.2
4	埼玉県	2,357.3
5	三重県	2,274.0
－	全国	1,641.0
29	長野県	1,182.5

※都道府県別SS数の推移（資源エネルギー庁）及び都道府県別販売実績（石油連盟）を基に作成

課題

- 都市部と比べ販売量が少ない地域あり ⇒ **経営維持のため販売価格を高くせざるを得ない**
- 5月から始まった新たなガソリン価格引き下げ制度は、元売りのガソリン販売価格を段階的に定額支援1ℓ10円まで引き下げる仕組みであり、**ガソリン価格に大きな地域間格差があることが考慮されていない**
- 製油所から遠いため輸送コストがかかる ⇒ **卸価格の地域間格差が生じており是正が必要**
- SS過疎市町村が多く、販売量が少ない小規模事業者が多い ⇒ **経営が厳しいSSが多く、SSの経営の合理化等が必要**

提案・要望

1 ガソリン価格の地域間格差の是正（経済産業省・資源エネルギー庁）

中山間地域など、ガソリン価格が高く暮らしへの影響が大きい地域の実態を踏まえ、価格帯に応じた支援を講じるなど、地域間格差なく全国どの地域においても安心してガソリンを購入できるよう、新たな支援制度を検討すること

2 SS経営合理化の促進及び自治体によるSS承継・合併等に向けた支援充実

（消防庁・経済産業省・資源エネルギー庁）

タブレット型給油許可システムや灯油タンク等スマートセンサー整備等を支援する「SSネットワーク維持・強化支援事業」の予算を当初予算において確保するとともに、多機能化の支援内容の充実や共同化に特化した支援メニューを設けるなど制度の拡充を図ること

A I活用による完全セルフSSの社会実装早期実現など、新たな事業モデル構築を加速し、導入に対する支援を実施すること

防火塀やタンクの技術基準の見直しなど規制緩和による維持管理コストの縮減について研究を進めること

生活の必須インフラであるSS維持のため、「自治体によるSS承継等に向けた取組支援事業」の予算額を大幅に拡充すること

18 持続可能な社会を支える地域公共交通の再構築について

【総務省・国土交通省】

長野県の状況

● 持続可能な社会を支える地域公共交通の再構築が急務

- ・ 少子化・人口減少の急速な進行などにより利用者・収入の激減に加え、燃料価格の高騰等により事業者の経営は悪化
- ・ 事業者の経営努力や国等の支援制度を活用しても、担い手不足の深刻化等による路線の減便・廃止が相次ぎ、事業継続は予断を許さない状況
- ・ 持続可能な地域公共交通の実現に向け、これまで以上に「行政の積極的な関与」が必要

取 組

○ 地域公共交通の維持・確保

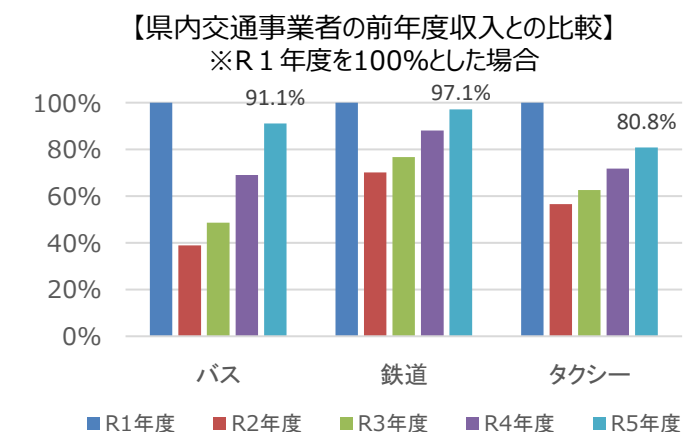
- ・ 極めて厳しい経営環境にある事業者に対し、国の交付金を活用してこれまで様々な支援を実施（車両維持に要する支援、燃料価格高騰への支援等）

○ 公共交通の維持に県が積極的に関与

- ・ 令和5年4月から県の組織体制を強化するため、交通政策局を設置し、交通政策を総合的・一体的に推進
- ・ 長野県公共交通活性化協議会で、長野県全域を計画区域とした長野県地域公共交通計画を策定（R6.6）
「通院」「通学」「観光」を保障すべき移動に位置づけ、ダイヤ・便数等のサービスの品質を示し、10広域圏ごとに実現に向けた実効性ある取組を推進
- ・ 広域的なバス路線への県の関与を強化し、これまでの赤字補填にとどまらない県独自の新たな支援制度を構築
- ・ 県民や観光客の移動の利便性向上を図るため、公共交通機関のキャッシュレス決済導入支援や公共交通情報のオープンデータ化を実施

○ 並行在来線「しなの鉄道」の維持・確保

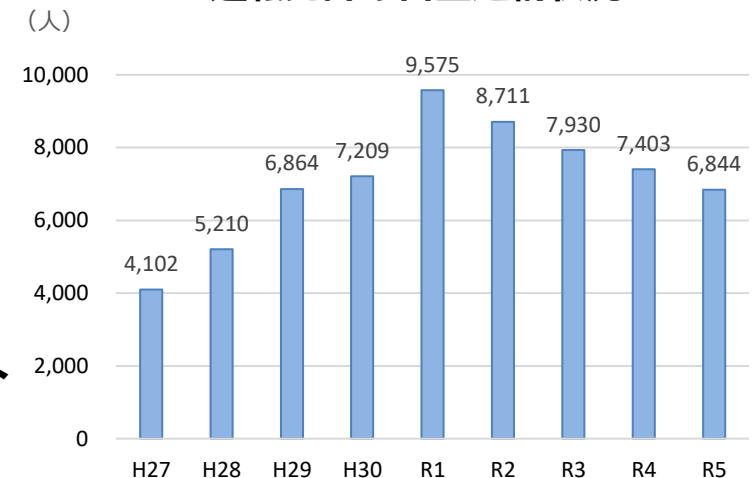
- ・ 令和5年6月に生じた脱線事故を踏まえ、地域における生活の足として重要な役割を担う並行在来線を維持し、その安全輸送を確保するため、事業者が行うレールやマクラギ等の設備整備や修繕等に対する支援を強化
- ・ 令和7年3月JR東日本が長野－篠ノ井間に「Suica」システムを導入することにより、JR線に乗り入れを行っている並行在来線「しなの鉄道」も必然的に同システムの導入が必要となることから、その導入経費を支援



課 題

- 公共交通は、長期的な利用者の減少や燃料価格高騰に加え、運転手不足が深刻化し、**安定的なサービスの提供に課題**
- 中山間地や過疎地など地域の実情に応じた生活交通の維持・確保を図るため、特に**高齢者・高校生・観光客が、自家用車に頼らずとも移動できる環境整備が急務**
- 並行在来線「しなの鉄道」の**安定的な維持・存続のため、過大な設備の維持管理コストの縮減や、ＪＲ線への乗り入れにより導入を強いられるハード整備への支援が必要**

運転免許の自主返納状況



(出典：令和5年交通統計より長野県交通政策課作成)

提案・要望

1 地域公共交通の維持のための抜本的な支援制度の構築及び充実（国土交通省）

地域公共交通は、地域住民の通院・通学などの日常生活に必要不可欠な移動手段であるが、担い手不足を理由とする路線の減便・廃止が相次いでいることから、運転手の処遇改善に向けた支援など人材確保・定着のための早急かつ実効性ある取組を実施すること

地方自治体がこれまで以上に地域公共交通における主体的な役割を発揮するためには、国から地方への権限や財源の移譲が必要であり、地方自治体が柔軟に活用できる基金を造成するなど安定的かつ恒久的な財政支援の仕組みを構築すること

事業者の経営安定と事業継続を図るため、人件費・物価の上昇分をバスの運行費や車両購入費等に対する補助制度に適切に反映すること

「地域の公共交通リ・デザイン実現会議」のとりまとめを踏まえ、「交通空白」の解消に取り組む地方自治体等に対する支援に必要な予算額を確保するとともに、事業者が行う公的性質を有する運賃割引等への公的負担のあり方について速やかに検討を行うこと

地域公共交通確保維持改善事業費補助金の一部については補助対象者が協議会に限定されており、実質的な事業主体である地方自治体等が国庫補助金を受け入れることができず、協議会の口座で資金を管理するリスクもあるため、事業主体に直接交付されるように見直すこと

国鉄分割民営化が地方に与えた影響、分割方法の妥当性等を改めて検証し、地域鉄道を路線単位で縮小均衡させるのではなく、国の交通体系の根幹である全国的な鉄道ネットワークのあり方そのものについて、国の責任において議論し方向性を示すこと

2 並行在来線「しなの鉄道」の維持・確保に向けた抜本的な支援（総務省・国土交通省）

ＪＲ東日本からの経営分離に伴い「しなの鉄道」が引き受けた過大設備のスリム化に要する経費や、開業から27年が経過し急速に老朽化が進む鉄道施設の修繕費に対する新たな補助制度の創設及び地方財政措置を講じること

19 本州中央部広域交流圏の形成について

長野県状況

【国土交通省】

●本州中央部広域交流圏の形成

- 長野県の地理的な優位性を発揮し、北陸・リニア中央の二つの新幹線と高速道路網を基軸とした高速交通ネットワークを最大限に活用する「本州中央部広域交流圏」を形成し、東日本と西日本、太平洋と日本海とを結ぶ大規模な流動の創出を目指している

取組

○県内外の地域や拠点の交流・連携促進のため、長野県広域道路交通計画に基づき、整備を推進

・高規格道路

＜取組状況＞

- 中部横断自動車道：環境影響評価、都市計画決定の手続きを実施
- 中部縦貫自動車道：松本波田道路の橋梁工等、波田～中ノ湯間の整備検討会
- 三遠南信自動車道：飯橋道路の橋梁工等、青崩峠道路のトンネル工等
- 伊那木曽連絡道路（姥神峠道路（延伸）区間）：調査設計、橋梁工を実施
- 松本糸魚川連絡道路（安曇野道路区間）：調査設計、用地補償を実施
- （大町市街地区間）：ルート帯決定（R6.1）、調査設計を実施
- 上信自動車道（県境部）：ルート帯決定に向けた調査（群馬県と連携）

・構想路線

松本佐久連絡道路・上田諏訪連絡道路：整備方針に関する基礎調査

○リニア中央新幹線の整備効果を広く波及させるための構想の実現に向けた取組及びリニア関連道路整備事業を推進

- ⇒ リニア開業を見据えた地域振興に関する取組を推進（広域二次交通や広域観光など）
- ⇒ 長野県駅に直結するアクセス道路等の整備

（一般国道153号 飯田北改良、座光寺上郷道路など）

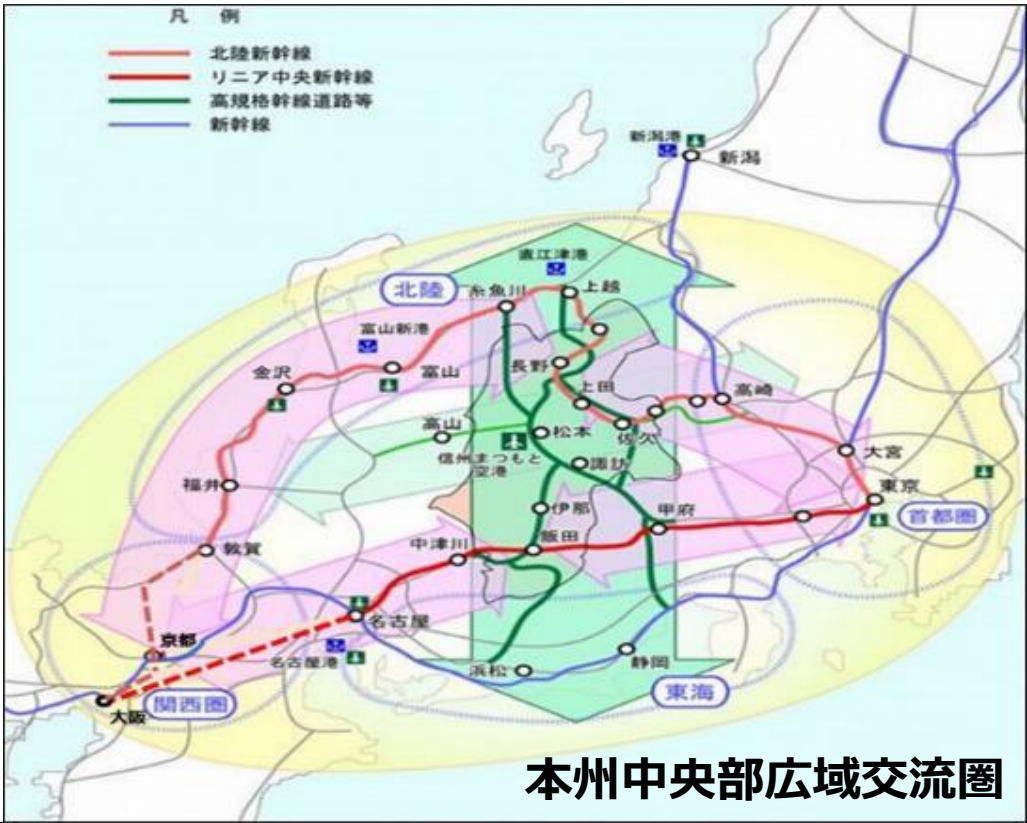
○J R東海が進めるリニア建設工事に伴い、地元市町村では地域住民との調整を実施

- ⇒ J R東海が行う工事や発生土置き場等に係る地元との調整



課 題

- **平常時・災害時を問わない安定的な輸送の確保が必要**
令和3年8月の大雨では、土砂流出等に伴い中央自動車道や一般国道19号等の主要幹線道路の通行止めが多数発生
- **本州中央部広域交流圏の実現のため、道路ネットワークの整備が必要**
高規格道路のミッシングリンク解消や高速交通網の整備効果を広く波及させるための一般広域道路等の整備が不可欠
また、構想路線を高規格道路に位置づけ、整備推進が必要
- **リニア整備を国土の発展に活かすため、「日本中央回廊」の形成に向けた積極的な取組が不可欠**
- **リニア関連の基盤整備は、地元自治体の財政負担が過大**



提案・要望

1 高規格道路のミッシングリンク解消等の道路ネットワークの整備推進

中部横断自動車道で唯一の未整備区間となっている「長坂～八千穂間」の早期事業化を図るため、都市計画決定等の手続きが着実に進むよう協力すること

中部縦貫自動車道の松本波田道路の整備を推進し、早期完成を図ること。また、波田～中ノ湯間の計画段階評価に早期着手すること

三遠南信自動車道の整備を推進し、早期全線開通を図ること。また、飯喬道路及び青崩峠道路の開通見通しを示すこと

伊那木曾連絡道路 姥神峠道路（延伸）の事業推進、松本糸魚川連絡道路 安曇野道路の事業推進及び大町市街地等の未整備区間の早期事業化に向けた重点支援を行うこと。さらに、上信自動車道の県境部は権限代行により調査を行うこと

一般国道18・19・20・153・158号の直轄道路事業及び権限代行事業を着実に進めるとともに、県が実施する一般国道143号青木峠バイパス、木曽川右岸道路等の整備推進のために必要な予算を確保すること

関東ブロック新広域道路交通計画において構想路線に位置づけられた松本佐久連絡道路・上田諏訪連絡道路について、高規格道路への指定に向けた調査支援を行うこと。また、一般国道153号の県内全線を指定区間に編入すること

2 リニア関連基盤整備事業の国重点施策への位置づけと財政支援

一般国道153号 飯田北改良や座光寺上郷道路等のリニア中央新幹線に関連する道路整備及び市町村が行う駅周辺のまちづくりや環境調査等について、十分な予算配分や地方負担に対する財政支援を講じること

なお、飯田市のリニア駅周辺をはじめとした関連事業は、リニア中央新幹線開業時期延期に起因し重点配分の対象外となってしまうが、2045年の東京・大阪間の開業想定時期について最大8年間前倒し（最速2037年）が図られており、国家プロジェクトであることから弾力的な運用を行うとともに、補助率の嵩上げを行うこと

3 リニア中央新幹線中間駅を中心とする圏域の活性化への支援

リニア開業に伴う新たな圏域形成に関する関係府省等会議における中間取りまとめを踏まえ、長野県提案事項である実証都市圏域形成に資する取り組みや市町村が行うまちづくりに十分な予算確保や特区等の規制緩和、法制度等の拡充・改正などの支援について引き続き検討を行うこと

20 県民の生命と財産を守る防災・減災対策の推進について

【内閣官房・総務省・農林水産省・国土交通省】

長野県の状況

●長野県強靱化計画に基づき「防災・減災対策」を推進

- ・近年激甚化・頻発化する豪雨災害や切迫する大規模地震等に備えるため、**長野県強靱化計画**を策定し、防災・減災対策を推進
- ・「**防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策**」では、防災・減災、国土強靱化の取組について**加速化・深化を図ることとし**、令和7年度までの5か年で**重点的・集中的に対策を講じる**とされた

取 組

- 広大な県土を有し急峻な地形、脆弱な地質を持つ本県は、**令和元年東日本台風をはじめ毎年豪雨による甚大な被害が発生しており、防災対策に力を入れている**
- **流域治水対策、土砂災害対策、法面・落石対策、無電柱化、道路ネットワークの機能強化、ため池の豪雨・地震対策など「防災・減災国土強靱化のための5か年加速化対策」を積極的に活用した防災・減災対策や通学路の交通安全対策等を推進**



(一) 黒沢川 安曇野市 黒沢

5か年加速化対策を活用して遊水地の整備を推進



(国) 153号 伊那市～南箕輪町～箕輪町 伊那バス

5か年加速化対策を活用して道路ネットワークの機能強化を推進



井沢砂防堰堤 下伊那郡根羽村中野

5か年加速化対策を活用した砂防堰堤の整備

課 題

- 令和6年能登半島地震を踏まえ、**緊急輸送道路の整備やダブルネットワーク強化、道路法面对策、無電柱化**など災害発生時の、**県土の強靱化は最重要課題**
- 激甚化する災害を踏まえ、**国土強靱化基本計画、長野県強靱化計画を着実に実施する必要があるものの、多額の予算が必要となり、県の財政状況が逼迫**
- 令和3年8月の大雨では、**県内各所で浸水被害が発生し、県所有のポンプ車を各地で稼働させたことから、諏訪湖周辺での浸水被害では、国土交通省から排水ポンプ車の支援**を受けた
- 令和5年度末までに、**通学路合同点検要対策箇所、全箇所について暫定的な安全対策を含め完了したが、さらなる安全確保のために長期対策箇所の早期完成が必要**
- **直轄事業の大きな計画変更は、県の財政運営に大きな影響がある**

提案・要望

1 社会資本整備に必要な予算の確保（農林水産省・国土交通省）

災害に強い県土づくりやコロナ禍からの復興を推進するため、中長期的見通しのもと、安定的・持続的な公共投資計画を策定し、国や地方自治体が行う社会資本整備事業に関する必要な予算総額を当初予算で確保すること

資材価格の高騰や賃金水準の上昇も踏まえて、必要な公共事業が長期安定的に進められるよう、令和8年度予算は、所要額を満額確保すること
また、地域活性化を図るため、公共事業を含む補正予算を速やかに編成し、成立させること

2 令和6年能登半島地震も踏まえた防災・減災、国土強靱化の強力かつ計画的な推進（内閣官房・総務省・農林水産省・国土交通省）

改正国土強靱化基本法に基づく「国土強靱化実施中期計画」について、能登半島地震も踏まえた緊急輸送道路やダブルネットワークの整備・強化、無電柱化、地籍調査などを着実に推進するため、必要な予算規模で策定すること

計画実施に向けては、資材価格の高騰や賃金水準の上昇を適切に反映した予算・財源を通常予算とは別枠で確保するとともに、起債の充当率や交付税措置率の嵩上げなど地方への財源措置に配慮すること

さらに、地方自治体が引き続き防災・減災対策に取り組めるよう、令和7年度までとされている「緊急防災・減災事業債」「緊急自然災害防止対策事業債」について、事業期間を延長し確実な財源措置を図ること

直轄事業について、大きな事業費増加を伴う計画変更が見込まれる場合には、丁寧な説明を行うとともに、直轄事業負担金の支払い期間の柔軟化など、地方自治体の健全な財政運営に配慮すること

国所有の排水ポンプ・資機材の増強を図り、広域的な浸水被害への対応を強化すること。また、TEC-FORCE・MAFF-SATの派遣や国による権限代行等を通じて地方自治体の災害復旧を全面的に支援できるよう、国と各地方整備局の人員確保・体制強化を継続的に図ること

3 「子どもの命を守る」通学路安全対策の推進（国土交通省）

子ども達の安全・安心を守るため、通学路等の交通安全対策の強化・推進と必要な予算を継続的に確保すること



法面崩落による通行止め



緊急輸送道路の無電柱化



通学路合同点検箇所の安全対策



国交省排水ポンプ車の支援

21 未来に続く快適で魅力ある都市公園整備の推進について

【財務省・国土交通省】

長野県の状況

●スポーツを通じた地域活性化の場となる都市公園の整備

- ・国家的イベントである「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の競技会場として、都市公園が選定されている
- ・新型コロナウイルス感染症が契機となり、都市公園の意義や必要性・魅力が再認識されている

取組

○国民スポーツ大会の成功・地域活性化に向けた都市公園の整備

- ・令和10年に「信州やまなみ国スポ・全障スポ」が開催予定
- ・各競技会場として**県内17都市公園**を選定
- ・県では大会の成功に向け「**松本平広域公園 陸上競技場※**」の整備推進を**県総合5か年計画に位置付け**（※総合開・閉会式及び陸上競技の会場）
- ・県外からの競技者や観光客の来訪がある国スポ・全障スポの開催を契機に、松本平広域公園を始め**県内都市公園が地域活性化の場**となるよう取り組む



【県】松本平広域公園 陸上競技場



【長野市】南長野運動公園 フットボール場

【競技会場位置図】



【大町市】大町運動公園
サッカー、バレーボール、
スポーツクライミング

【県】松本平広域公園
・総合開・閉会式
・陸上、サッカー、テニス

【長野市】南長野運動公園
サッカー、バスケ、高校野球
【長野市】長野運動公園
バスケ、水泳、サッカー

【上田市】上田古戦場公園
ソフトテニス、軟式野球

【県】飯田運動公園
弓道、高校野球

● 都市公園(17か所)
○ 都市公園以外

課 題

【短期間で多額の費用が必要】

- 「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の総合開・閉会式及び各競技会場に選定されている、**都市公園の運動施設の整備、老朽化した施設の改修**のため、**県内自治体が一斉に施設整備を実施**している（県、長野市、上田市、大田市、千曲市等）
- 大会開催までの**短期間で多額の費用が必要**である

○松本平広域公園 陸上競技場の例（S52年度供用開始）

- ・ 総合開・閉会式及び陸上競技の会場（県で建替え事業実施中）
- ・ 陸上競技場はR8からプレ大会等を予定しており、完成させるためには、**約42億円の事業費が必要**



①メインスタンド



③バックスタンド



②メインスタンド



④大屋根



提案・要望

1 第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の成功に向けた都市公園施設整備への支援

国家的イベントである、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の成功のため、総合開・閉会式会場及び各競技会場となる都市公園の施設整備について、大会スケジュールに間に合うよう、令和7年度の補正予算も含め必要額を満額配分すること

22 ハード・ソフト一体的な水災害・土砂災害対策について

長野県の状況

【国土交通省】

●気候変動を踏まえたハード・ソフト対策の推進

- ・ 広大な県土を有し、急峻な地形、脆弱な地質を持つ本県では、令和元年東日本台風をはじめ毎年豪雨による甚大な被害が発生
- ・ 気候変動の影響により、今後さらに災害リスクが増大
- ・ 激甚化・頻発化する自然災害から地域の安全・安心を確保するため、長野県独自の取組を含むハード・ソフト対策を推進



令和元年10月長野市

千曲川堤防決壊



令和5年12月白馬村

黒豆沢

土石流により人家・宿泊施設等が被災



令和5年6月飯田市

(一)上村川

R152

上村川増水に伴い国道・市道橋が被災

取組

- 県下7水系の「流域治水プロジェクト」に基づき、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を活用し、ハード・ソフト対策が一体となった水災害・土砂災害の事前防災対策を加速
- あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」への転換を図るため、各取組の数値目標、期間を設定した県独自の「長野県流域治水推進計画」を策定（R3.2）し、計画的な取組を実施中（令和7年度まで）
- 「流域治水」の推進には、県民や事業者等の協力が必要不可欠であることから、「流域治水キャンペーン」による普及啓発の取組を実施中
- 「流域治水」を本格展開させていくため、市町村が持つ課題等を共有し、よりよい方策を検討していく「流域治水キャラバン」を実施



流域治水 普及啓発ポスター

課 題

- 毎年のように豪雨による甚大な被害が発生しており、**気候変動に対応した治水対策**が急務
- あらゆる関係者の協力を得て「**流域治水**」への転換を図るためには、**雨水貯留浸透施設**の設置など、各取組に係る継続的かつ一体的な**財政支援**が必要
- **逃げ遅れゼロや流域治水の深化**に向け、様々な普及啓発活動を行っているが、**流域治水の自分事化**までは至っていない状況
- 国管理区間と県管理区間が混在(いわゆる「中抜け区間」)する**千曲川・犀川**や、複数の県を流下する**天竜川・木曽川**では河川管理者が複数存在し、各々の財政状況、整備の優先度等が異なることから、**水系一貫した計画に基づく河川整備**を行うためには様々な調整が必要
- **急流河川における河床の異常洗掘による被災**など、全国一律の採択要件を満たさない場合でも**災害が発生している状況**
- 大規模災害時には、被害調査・査定設計が大きな負担となることから、**災害査定の手続き改善や技術的助言等**が必要
- 大雨による**土石流、土砂・洪水氾濫や流木災害が頻発**しており、**計画的な施設整備や再度災害防止対策**が必要
- 防災意識の高い地域では、土砂災害による人的被害を免れる事例もある一方で、防災意識の低い地域では、人的被害も発生していることから**地域主体による防災力向上の取組に積極的な支援**が必要

提案・要望

1 流域治水の推進

「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」について、直轄による**千曲川本川の改修・遊水地・ダム再編事業の促進**と、県事業を含む**プロジェクトの推進に関する予算を確保**するとともに、各水系で作成の「流域治水プロジェクト」に位置付けられた**事業の整備促進**を図ること

また、気候変動を踏まえた河川整備基本方針や河川整備計画の変更を促進し、堤防整備や強化、洪水調節機能の増強検討など、より**効率的、効果的な対策を検討**すること

流域治水の取組への財政支援について、地方自治体が利活用しやすいよう、流域治水対策に係る総合的な交付金を創設すること
流域治水に係る広報活動を強化するとともに、流域関係者に分かりやすく伝わるよう、情報発信の可視化・高度化を図ること

2 国による河川の一元管理

千曲川・犀川の「中抜け区間」について、信濃川水系連絡調整会議等での議論・検討を継続し、喫緊の課題に対して**技術・財政面での支援を引き続き講じること**

県土の骨格をなす**千曲川・犀川・天竜川・木曽川等の県管理区間**について、地方の財政状況や、激甚化・頻発化する豪雨災害への対応などの実情を踏まえ、様々な課題を解決した上で、国による一元管理とすること

3 災害に対する支援強化

災害の採択範囲について、近年の気候変動を踏まえた凍上災の要件の見直しや急流河川特有の被災事例などを勘案し、地域の実情に応じた要件を検討すること

4 土砂災害の防止・軽減に向けたハード・ソフト一体となった対策の推進

土石や流木により埋塞した砂防堰堤の機能を早期に復旧させるため、事前防災対策として応急対策用資機材の備蓄を推進すること

河川・道路事業等と連携した砂防等事業の採択について、地すべりが大規模である場合など地域の実情に応じた要件を検討すること

23 インフラメンテナンス予算の確保について

長野県の状況

【農林水産省・国土交通省】

●老朽化する社会基盤施設の適切な維持管理・更新が急務

- 建設後50年を経過する社会基盤施設が、令和15年には道路橋の約67%、トンネルの約44%、河川管理施設の約20%、下水道管渠の約6%、基幹的農業水利施設の約44%に達する見込み。また、上水道管路は44%が法定耐用年数※40年を超過する見込み。

※地方公営企業法に示された設備の更新基準

- 今後も社会基盤施設を適切に維持管理していくためには、**予防保全の考えに基づいたメンテナンス**を行うことが重要
- 着実に進行する社会基盤施設の老朽化**に対応するためには、膨大な予算が必要となることから、インフラメンテナンスのための**予算を安定的・継続的に確保**することが必要

取組

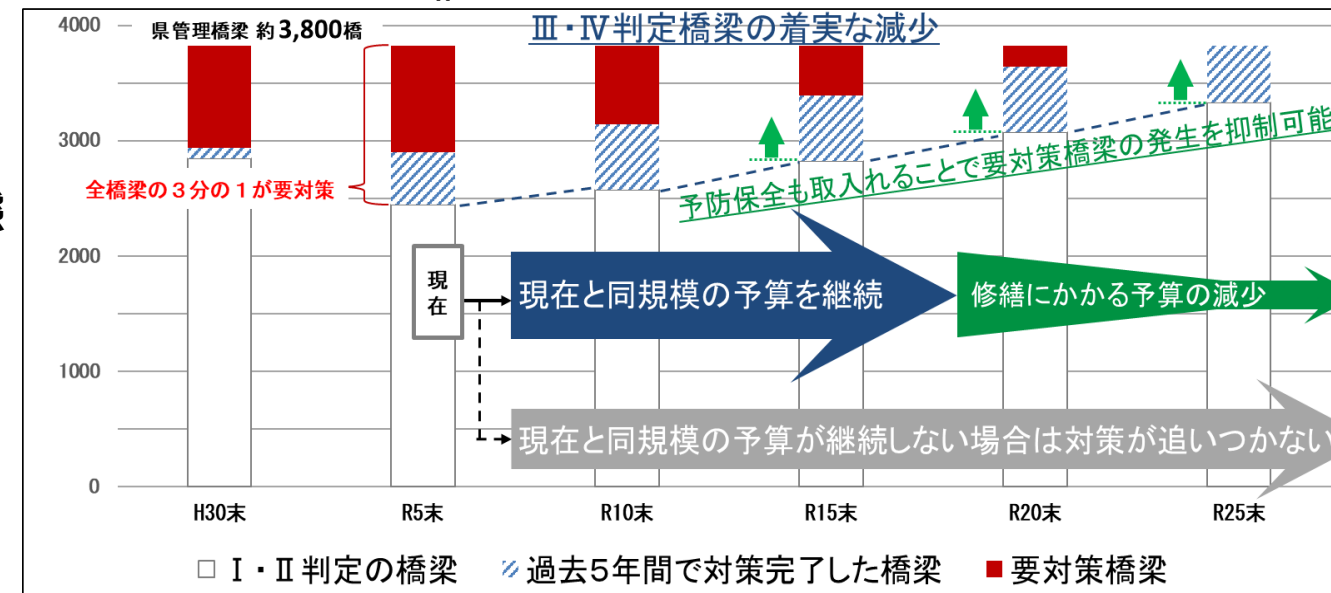
○道路施設

- 橋梁・トンネル等の法定点検は令和5年度で二巡目が完了
- 橋梁では約29%（1,113橋）が早期に措置を講ずべき状態（令和5年度末時点）
- 要対策橋梁の予防保全への転換を図るには、**継続して5か年加速化対策等の予算が必要**
- 舗装等の法定点検対象外施設も、修繕が喫緊の課題**

○河川施設

- ダム等の重要河川施設の**長寿命化計画を策定**
- 計画を上回るスピードで貯水池内の堆砂が進行し、**早急な堆砂対策が必要**
県管理17ダム中、5ダム（裾花、奥裾花、湯川、松川、片桐）で計画堆砂容量に対する堆砂率が100%超え
⇒**ダム再開発、ダム再生、緊急浚渫事業債を活用し、治水容量の回復のための貯水池掘削を実施**

長野県の橋梁補修状況と今後の推移



松川ダムの堆砂状況

砂防堰堤の基礎洗掘

○砂防施設

- ・砂防長寿命化計画に基づき、砂防施設の老朽化対策を実施
- ・緊急浚渫推進事業債を最大限活用し、堆積土砂の浚渫を実施

○公園施設

- ・公園施設老朽化対策を県内23市町村と共に実施

○農業水利施設

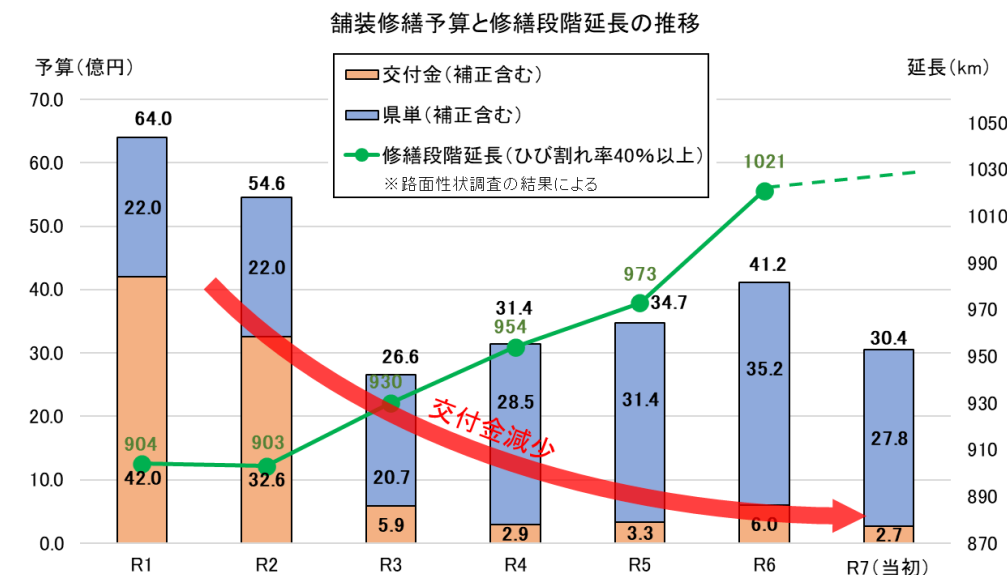
- ・基幹的農業水利施設（水路1,291km、重要構造物685か所）について、機能保全計画に基づく長寿命化を実施

○下水道施設

- ・管渠や処理場は代替がきかないため、破損や故障は日常生活や社会活動に重大な影響
- ・特に県内の処理場は108(全国第3位)あり、耐用年数の短い機械、装置等の更新に多額の予算が必要

○水道施設

- ・県内には水道事業者が多く存在し、地形的な特徴もあり経営基盤が脆弱（上水道60（全国2位）・簡易水道124（全国5位））
- ・安心・安全な水を供給するため、耐震化・老朽化対策に対する技術的支援及び財政支援制度の拡充が必要



課題

- 着実に進行するインフラの老朽化対策を行っていくためには、予防保全に基づくメンテナンスサイクルを徹底し、ライフサイクルコストを一層低減させることが必要
- 予防保全の考えに基づき、適切かつ計画的な維持管理・更新を進めるには、継続的な予算の確保と地方負担軽減が必要
- 大型交通量が多い緊急輸送路や観光道路では舗装の損傷の進行が早く、適切に修繕を進めていくには、多額の予算が必要
- ダム貯水池の堆砂の進行による洪水調節機能の低下に対し、より効果的に堆砂除去を実施する必要がある。

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」では、中長期的なトータルコストの縮減を図るため、早期に対策が必要な施設の修繕を集中的に実施し、予防保全型のインフラメンテナンスへの転換を図るとされた

提案・要望

1 インフラの長寿命化対策への支援（農林水産省・国土交通省）

八潮市の事故等も踏まえ、地方自治体が予防保全の観点からインフラの長寿命化対策を着実に進められるよう、今後も必要な予算を安定的・継続的に確保すること

法定点検対象外である舗装についても損傷や老朽化が進行していることから、地域の安心・安全を確保するため、必要な予算を確保すること

2 ダム貯水池の堆砂除去への支援（国土交通省）

堆砂除去を集中的に実施するため、ダムリフレッシュ事業の制度適用範囲の都道府県への拡充を図ること

24 上下水道の耐震化及び老朽化対策の推進について

【国土交通省】

長野県の状況

- 耐震化率は、多くの施設で全国平均を下回っている（緊急点検結果より（令和5年度末時点））

項目	取水施設	導水管	浄水施設	送水管	配水池	水道管路
全国平均	46%	34%	43%	47%	67%	39%
長野県	22%	26%	29%	46%	44%	16%
急所施設 重要施設に接続する管路等						
項目	下水処理場	下水道管路	ポンプ場	下水道管路	ポンプ場	重要施設※
全国平均	48%	72%	46%	51%	44%	15%
長野県	51%	84%	36%	33%	75%	15%

※接続する水道・下水道管路の両方が耐震化されている重要施設の割合

- 老朽化する施設の更新が急務

・10年後の令和15年には下水道管渠の約12%、上水道管路の約44%が法定耐用年数※を超過する見込み

※下水道管渠は50年、上水道管路は40年

取組

【上下共通】

- ・水道事業者及び下水道管理者が策定した「上下水道耐震化計画」に基づき、**急所施設及び重要給水施設に接続する管路等を優先した**計画的、集中的な耐震化について助言
- ・能登半島地震で顕在化した課題を教訓に「長野県地震防災対策強化アクションプラン」を策定

【水道】

- ・「水道施設整備費補助金」や「防災・安全交付金」を活用し、水道施設の耐震化及び老朽化対策を推進するよう助言
- ・水道事業者の経営基盤の強化に向けて、基幹管路等の**計画的な耐震化、広域連携による事業改善**などを助言

【下水道】

- ・埼玉県八潮市における道路陥没事故を受けて、**流域下水道で管渠の緊急点検を実施**
- ・公共下水道は処理場の数が多いことから、生活排水処理構想(2022改定版)に基づき、施設の統合など広域化・共同化を進めることにより、**施設の集約化、耐震化及び老朽化対策**を進めている

課 題

【水道関係】

- 給水区域が広範囲にわたる地理的条件から、対策が必要な基幹管路延長が全国平均に比べて長く、また小規模な施設が広範囲に点在しているため、費用及び時間を要する
- 経営基盤が脆弱な小規模水道事業者が多く、老朽化対策や耐震化に十分取り組めていない状況
- 施設の統合等による最適配置は維持管理費用の削減となり、耐震化の財源確保に繋がるが、施設整備に要する交付金は令和16年度までの時限措置となっている。統合に向けた事業者間の調整や施設整備には相当の期間を有するため、時限措置の延長が必要
- 防災・安全交付金では、耐震化事業の国費率が下水道に比べ低率であり、特に老朽管更新に係る水道管路緊急改善事業の国費率は1/4と低い。また、要望額に対して満額措置されていないことから水道事業者における負担が大きい。さらに、資本単価要件又は加速要件に該当しないため財政支援を受けられない事業者もいる

	基幹管路	浄水場	配水池
施設等	3,352km	626箇所	2,055箇所
全国順位	11位	1 位	1 位

	上水道	簡易水道
事業数	60事業	124事業
全国順位	2 位	5 位

【下水道関係】

- 処理区域が分散される地理的条件から、対策が必要な重要管路施設延長や処理場の配置数が全国平均に比べて多く、費用及び時間を要する
- 要望額に対して満額措置されていないことから事業計画に遅れが生じている
- 埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受けて、維持管理の手法を検討する必要がある

	重要管路延長	処理場数
配置数	2,808km	105箇所
全国順位	10位	3 位

提案・要望

1 上下水道施設に対する財政支援制度の充実

令和6年度能登半島地震、埼玉県八潮市における道路陥没事故を踏まえ、現在策定中の国土強靱化実施中期計画に上下水道の耐震化及び老朽化対策を位置付けるとともに、十分な予算を確保すること。また、国費率の引き上げ、採択要件の緩和を実施すること

2 適切な維持管理に対する支援の充実

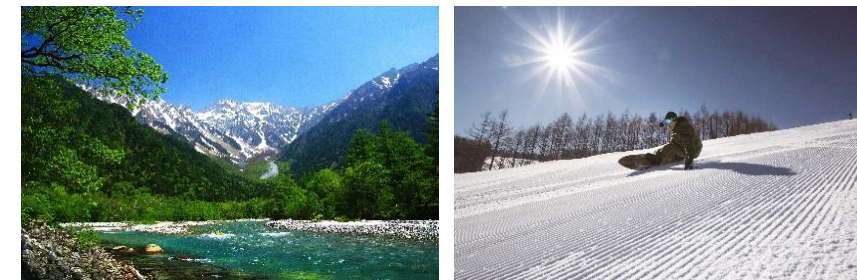
「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」における検討を迅速に進め、早急に国としての方向性を示すこと。また、今後の対策に要する下水道事業者の人的負担及び財政負担を考慮し、点検・調査に関する新技術の開発・導入や財政支援をすること

25 アウトドアを核とした世界水準の観光地づくりの推進について

【観光庁・国土交通省・スポーツ庁・環境省・厚生労働省・経済産業省】

長野県の状況

- ・コロナ禍以降の経済活動の活発化や円安傾向に伴い長野県を訪れる国内外の旅行者が増加
＜延べ宿泊者数＞ R6：18,670,760人泊（対前年比：103.9%）
＜外国人延べ宿泊者数＞ R6：2,186,010人泊（対前年比：146.4%）
- ・コロナ禍を経て、密を避けられるアクティビティや新たな旅のスタイルへの関心拡大により、長野県の特色ある自然環境を生かしたアウトドアの旅行ニーズが増加
→ アウトドア（登山、スキー、サイクリング等）をメインコンテンツとして推進



目指す姿

世界水準の山岳高原観光地づくりの推進

- コロナ禍で停滞した観光交流の回復・観光産業の活性化
 - 暮らす人も訪れる人も楽しめる長野県
- 観光消費額：8,549億円（R5）→ **9,000億円**（R9）

取組

令和7年度長野県観光振興アクションプラン（R7.3策定）

- 受入環境整備を含めた観光地域づくりの推進
- 長野県観光プロモーションの展開
- インバウンドの推進

○県内スキー場・スノーリゾートに対する支援

- ・索道関係者、有識者等を交えて、今後のスキー場のあり方や支援の方向性を考える懇談会を実施
- ・スキー場を含むアウトドアアクティビティ事業者における新しいコンテンツの開発・提供や生産性向上等の取組を支援

○インバウンドプロモーションの推進

- ・長野県ならではの自然・文化体験を活かした「アドベンチャーツーリズム」を推進

○山岳高原観光振興に向けた安全確保・受入体制整備

- ・公益的機能を担う山小屋の支援や遭難防止対策の強化のためのクラウドファンディングを実施
- ・「信州登山案内人」の登録（R5.10月時点 434人）等、安全登山の啓発や山岳遭難救助体制整備の実施

○サイクルツーリズムの推進

- ・長野県の自然を楽しめる県内1周サイクリングロード「Japan Alps Cycling Road」を公表
- ・県内市町村や事業者等を対象にナショナルサイクルルート指定に向けた受入環境整備を支援




Go Nature. Go Nagano.

課 題

- 安全・安心なスノーリゾートの形成に向けて、**老朽化が進んでいる索道施設・設備の安全対策強化が急務**
- バックカントリースキーや登山における遭難等の事故が相次ぎ、安全確保のための情報発信強化やガイド人材の育成が急務
- 慢性的な人手不足や燃料費等の価格高騰等により、**登山道の維持管理や遭難救助など山小屋の持つ公益的機能の維持が困難**
- サイクルツーリズムの推進のため、サイクリストが安全・安心に走行できる環境整備、維持が必要
- 宿泊事業者・交通事業者といった**観光関連産業の人材不足は深刻**

提案・要望

1 スノーリゾート形成支援（国土交通省・観光庁）

「国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業」について、国際競争力の強化に向けた取組は中長期で進める必要があり、スノーリゾートにおける活用ニーズも高まっていることから、予算を増額し、令和8年度以降十分に予算を確保すること

また、索道施設の整備等大規模な事業については、補助上限額を一層引き上げるとともに、複数年にわたり支援を受けることができるようにするなど、より活用しやすい柔軟な制度とすること

2 バックカントリースキーをはじめとした冬山における安全対策（スポーツ庁・観光庁・環境省）

近年多発しているバックカントリー事故を未然に防止するため、国のインバウンドプロモーションに合わせた山岳の安全対策に関する情報の発信、多言語看板や安全機器の設置など安全確保に向けた環境整備への財政的・技術的支援を強化すること

自治体・観光地域づくり法人（DMO）・事業者が取り組むガイド育成への支援を行うこと

3 国立公園内の環境整備及び山岳遭難防止対策（観光庁・環境省）

国立公園・国定公園内の山小屋が行う登山道の維持・補修や資材の輸送、遭難防止対策・救助活動等に必要な経費については国が支援すること
山岳地域における携帯電話の不感地帯の解消について、携帯電話会社への働きかけや携帯電話基地局設備の設置に向けた規制緩和などを国において実施すること

4 サイクルツーリズム推進（国土交通省）

ナショナルサイクルルートの指定にあたっては、山岳高原ならではの特色ある観光資源を国内外にアピールするために、山間部特有の変化に富んだルートの指定にも配慮するとともに、地方自治体による走行環境整備等への財政支援を拡充すること

5 観光産業における人材確保支援と働き方改革（厚生労働省・経済産業省・観光庁）

観光産業の人手不足解消のために、賃上げにつながる労働生産性向上や外国人材を含む人材確保への支援を充実するとともに、ワーキングホリデーの協定締結国の拡大や受入人数の上限引上げを図ること

2労働週（週5日勤務の場合10日間）以上の連続休暇を確保すること等を求めるIL0の年次有給休暇に関する条約を批准し、国主導で企業に対する休暇分散やプラスワン休暇の働きかけを行うなど働き方改革を進めること

26 ゼロカーボン実現のための地域の取組への支援拡充と新たな仕組みづくりについて

【総務省・林野庁・経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省】

長野県の状況

●2050ゼロカーボン実現に向け、県民一丸となった取組を推進

- ・令和元年東日本台風を契機に、令和元年12月、全国の都道府県で初めて「気候非常事態」を宣言
- ・令和2年4月、2050ゼロカーボン実現に向けて「気候危機突破方針」を策定。同 10月、「長野県脱炭素社会づくり条例」を制定

取組

- 2030年度までの実行計画「長野県ゼロカーボン戦略」を策定（R3.6）
- 温室効果ガス正味排出量削減目標▲60%（2010年度比）に向け分野ごとに目標を設定し、取組を推進
 - ・令和5年11月には施策効果を定量化した「戦略ロードマップ」を策定し、取組を強化

分野	数値目標	主な取組
交通	EV乗用車を10万台 公共交通利用者1億人	道の駅や空白地域への充電設備設置補助 地域連携ICカード導入支援、公共交通情報のオープンデータ化
建物	全ての新築建築物のZEH・ZEB化	新築住宅の省エネ適合義務基準強化を検討、信州健康ゼロエネ住宅補助
産業	エネルギー消費量を年3%削減	事業活動温暖化対策計画書の提出を義務付け 使用エネルギーの可視化支援・融資制度
再エネ	住宅屋根ソーラー22万件 小水力発電103.2万kW	住宅への太陽光発電設備等の導入補助 新築建築物への再生可能エネルギー設備設置義務化を検討 小水力発電の導入補助、地域調整等に県が関与・支援
吸収・適応	CO ₂ 吸収量177万t-CO ₂	森林づくり県民税を活用し、再造林等へ補助

- 長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例施行（R6.4）
 - ・地元への説明会を義務付けたほか、特定区域内での設置を許可制とし、自然環境等の保全、県民の安全を確保。
- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の活用
 - ・県及び県内市町村が採択され、独自の取組を推進
 - 【脱炭素先行地域：松本市、上田市、飯田市、小諸市、生坂村】
 - 【重点対策加速化事業：長野県、伊那市、佐久市、東御市、安曇野市、箕輪町、高森町、木曽町、小布施町】

- 2050年度までに脱炭素社会を実現するには、**国、地方自治体、事業者など、あらゆる主体の積極的な行動と連携が不可欠**
- 徹底的な省エネルギーと再生可能エネルギーの普及拡大の推進に加え、建築物や交通を含むインフラ、各種産業活動や日常生活など社会システム全般において、**急速かつ広範囲にわたり脱炭素化を進めることが必要**

提案・要望

1 脱炭素化推進事業債の拡充・見直し（総務省・環境省）

ゼロカーボン社会の実現に取り組む地方自治体を幅広く支援する観点から、「脱炭素化推進事業債」について、令和7年度までとされている事業期間の延長、交付税算入率(措置率)の引き上げ、規模の拡充及び太陽光発電設備の自家消費率等の要件緩和といった制度の見直しを行うこと

2 建築物等の脱炭素化の推進（国土交通省・環境省）

新築建築物のZEH・ZEB化に向けて、補助金や税制面からZEH・ZEBに誘導する仕組みを構築しつつ、ZEH・ZEB水準への省エネ適合義務基準強化を早期に実現することに加え、地域でのZEHを上回る先導的取組等への支援を行うなど、建築分野における脱炭素化を推進すること

あわせて、太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギー設備の設置の義務化について、早期に具体的な検討を開始すること
また、既存建築物のゼロエネルギー化に向けた取組を促進するため、財政支援に加え、多くの方が断熱の効果を体感できる機会（例えば移動可能な断熱体験ハウス等）の提供を行うこと

3 交通（自動車）の脱炭素化の推進（経済産業省・国土交通省・環境省）

E Vが一般に広く普及するよう、E Vへの補助上限額を更に引き上げるなど、支援を拡充すること
C O₂排出量の大きいバス・トラック等の脱炭素化に向けた具体的な方針を早期に示し、また、導入補助を引き続き行うなど、運輸部門における脱炭素化を推進すること

4 地方自治体の取組への支援の拡充（林野庁・経済産業省・資源エネルギー庁・環境省）

地域と調和した再エネの普及拡大に市町村や地域がより積極的に取り組めるよう、地域脱炭素化促進事業に対する経済的支援やFIT認定に係る地域活用要件の適用除外といった事業者へのインセンティブ強化のほか、促進区域設定や地域脱炭素化促進事業の認定に係る市町村の負担軽減につながる制度の見直しを行うこと

また、地方自治体に人材やノウハウが不足しているため、中長期的な人材派遣を可能とする新たな支援制度を構築すること
さらに、脱炭素社会を実現するための施策を展開していく上で、迅速で正確な情報を把握し、可視化することが非常に重要であるため、市町村別の温室効果ガス総排出量や再エネ電力需給状況、NFI算定での森林吸収量の算定方法の明示、計算内容の提供を行うこと

5 再エネの主力電源化の推進（経済産業省・資源エネルギー庁・環境省）

エネルギー基本計画に主力電源化を謳った再生可能エネルギーについては、地域との共生等を実現しつつ、2040年に電源構成5割を実現すること。

また、ゼロカーボン実現のためには、ペロブスカイト太陽電池をはじめとする新技術の開発・普及が必要不可欠であることから、GX経済移行債を柔軟に活用し、地方公共団体と連携し、早期の社会実装に向けて取組を強力に推進すること

さらに、木質バイオマスや地中熱など地域の再エネポテンシャルを最大限活用できるよう、可能性調査補助などの普及策を講じること
加えて、今後の再エネの普及拡大を見据えた系統接続の制約解消のためのインフラ増強及び電力ネットワーク利用に係る費用負担も考慮した適切な系統利用ルールの整備についても引き続き取り組むこと

27 日米地位協定の見直し等について

【外務省・防衛省】

長野県の状況

●令和7年3月25日、米軍機（オスプレイ）が松本空港に予防着陸する事案が発生

- ・米軍普天間基地所属の米軍機（オスプレイ2機）が松本空港に予防着陸し、民間航空機2便が目的地変更・欠航になる事態が発生
- ・翌26日に予防着陸機の整備部品の運搬ため、3機目の米軍機（オスプレイ1機）が離発着。27日に全ての米軍機が離陸
- ・地域住民からは、不安や恐怖を覚えたとの声や、詳細な経過や原因究明、再発防止の説明を求める声が県に寄せられた
- ・これ以前から、長野県内では米軍機の日撃情報が寄せられており、住民から不安や恐怖を訴える声が寄せられている

長野県内の状況

○米軍機の予防着陸と一連の動き

- ・3月25日 15時01分 **米軍機（オスプレイ）が松本空港に予防着陸**
- ・ " 15時35分 2機目の米軍機（オスプレイ）が着陸し、15時40分に離陸
- ・ " 15時45分 松本空港の滑走路を閉鎖。FDA215便が小牧空港へ目的地変更し、FDA214便が欠航
- ・ " 16時30分 滑走路の閉鎖を解除
- ・3月26日 8時20分 **米軍から支援機に部品を載せて松本空港に空輸したい旨の伝達**
- ・ " 午前 **県より北関東防衛局に対し、松本空港への空輸以外の手段によれないか検討を依頼**
- ・ " 11時28分 **知事から北関東防衛局長に対し「松本空港を軍事目的に供さない」旨の地元との協定があると説明**
- ・ " 13時40分 北関東防衛局長から知事に「予防着陸した機体への早期対応の為、支援機が飛行予定」との連絡
- ・ " 16時25分 予防着陸機の整備部品を運搬した米軍機（オスプレイ）1機が着陸し、16時41分に離陸
- ・3月27日 10時21分 予防着陸機が離陸

○これまでの米軍機の低空飛行訓練等に係る要請状況

- ・平成24年12月10日より、県民から県内を飛行した航空機の日撃情報を収集、飛行の実態を把握している
 - ・県民の安全・安心を脅かすような米軍機の飛行が確認された際には、国への要請等を実施
- ＜要請状況＞
- 平成24年度以降：9回 直近 令和5年度、4年度、2年度、元年度

＜県民からの日撃情報（R1～R6）＞

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
米軍機	56	0	0	178	0	0
米軍機	0	27	0	0	0	5
自衛隊	3	45	26	20	3	0
不明	150	289	92	43	79	80
調査中	-	-	-	-	-	27
計	209	361	118	241	82	112

課 題

- **松本空港には「空港を軍事目的の用に供さない」とする県・関係市と地元の協定がある。**
地元に対して丁寧に説明をし、理解を得ながら空港の運用を行っている松本空港にとって、詳細な情報提供がないと、今後の地元住民との関係に悪影響を及ぼす可能性がある。
- **日米地位協定は締結以来一度も改定されておらず、また米軍機には航空法令など国内法が適用されない。**
- **県民からは米軍機の低空飛行や騒音に対する苦情や事故への不安の声が県に寄せられている。**
- **令和5年7月10日から、MV-22オスプレイが、沖縄県を除く日本国内の住宅地等の上空を避けた山岳地帯において、高度500フィート（約150m）未満200フィート（約60m）までの飛行訓練を実施することとなり、山岳高原観光地が多い長野県では、県民や観光客の安全・安心に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。**
- **県民から寄せられた航空機を目撃情報について、県から防衛省を通じて米軍に対して照会しているが、明確な回答が得られない事例が多い。**

提案・要望

1 日米地位協定の見直し（外務省）

日米地位協定を見直し、航空法令などの国内法を原則として米軍にも適用させること。加えて、米軍には「松本空港を軍事目的の用に供さないものとする」と定めている地方自治体と空港地元地区による協定を十分留意させること

2 日米地位協定の解釈及び運用基準の明確化（外務省・防衛省）

日米地位協定第5条については、規定の解釈及び運用を明確に示し、不測の事態が発生した場合においても、地方自治体や空港管理者が迅速かつ的確に判断し対応できるようにすること

3 米軍機の飛行訓練について（外務省・防衛省）

国の責任で訓練ルートや訓練の実施時期について速やかかつ詳細な事前情報提供を行い、関係自治体や地域住民の不安を払拭したうえで実施するよう、十分な配慮をすること。また、県民や観光客に不安や恐怖を抱かせるような飛行は厳に慎むこと